

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医政局地域医療計画課）

項目名	地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の延長		
税目	登録免許税		
要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）等において、地域医療構想の実現に向け、民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促すこととしている。 地域医療構想の実現に向けては、医療機関の再編を伴う急性期機能の集約化や病床機能の再編が必要となる場合があるが、入院患者調整による減収や新たな経済的負担が発生する。 地域の医療機関の再編に伴う経済的負担を軽減することで、より一層の地域医療構想を推進する必要がある。 ・ 特例措置の内容 地域医療構想を推進するため、医療介護総合確保法に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得する土地又は建物について、登録免許税を減免する税制措置の延長を要望する。 <p>（租税特別措置法第80条の3）</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	ー 百万円 （ ー 百万円） （ ー 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 病床機能の分化・連携に伴う、地域の医療機関の再編による資産の取得が行われた際に、登録免許税の減免措置が受けられることにより、より一層の地域医療構想の推進が図られる。</p> <p>(2) 施策の必要性 再編を含む病床機能の分化・連携を税制で支援することにより、医療機関の自主的な取組を促し、2025年における地域医療構想のより一層の推進と実現を図る。</p>
-------------------	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標Ⅰ－Ⅰ 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p>
		政策の達成目標	<p>病床再編等に係る負担を軽減し、2025年における地域医療構想の実現を図る。</p> <p>新経済・財政再生計画改革行程表2021（令和3年12月23日経済財政諮問会議）の記載に基づき、地域医療構想調整会議で合意した2025年（令和7年）における病床数に対する実際に増減された病床数の割合を2025年度中に100%とすることを目標とする。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年
		同上の期間中の達成目標	<p>地域医療構想調整会議で合意された再編等により、医療機関における病床の機能分化・連携の取組を進める。新経済・財政再生計画改革行程表2021（令和3年12月23日経済財政諮問会議）の記載に基づき、重点支援区域の設定の要否を判断した都道府県の割合を令和5年度末までに100%、地域医療構想調整会議の開催回数を2024年度末までに約2,000回をそれぞれ段階的な目標として設定する。</p>
	政策目標の達成状況	<p>本年3月に地域医療構想の進め方に関する通知を発出し、2022年度及び2023年度において、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこととともに、今後全ての都道府県に対して重点支援区域の申請の意向を確認することとしている。重点支援区域については4月時点で18区域選定したところであり、医療機関における病床の機能分化・連携の取組につながっている。</p>	
	有効性	要望の措置の適用見込み	年間10件
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>地域医療構想の実現への過程において、公立・公的医療機関と民間医療機関に対して等しく再編を促していくためには、税負担においても可能な限り公平性を失うことがないようにする必要がある。加えて、医療機関の再編に伴う資産の取得について、登録免許税を優遇する措置を延長することにより、民間医療機関の経済的負担が軽減され、地域にとって最適な機能を有する民間医療機関の再編に関する議論及び再編の実施が促進される。</p>

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においては、医療介護総合確保法上の認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い、公益性が高い場合に、取得する一定の建物について固定資産税の課税標準を現行の2分の1に軽減する措置を要望している。									
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「病床機能再編支援事業」 (要求内容) 病床削減や再編時に入院患者調整等により減収となる中、過配置となる人員の給与、病院間の給与水準の調整等、一定の期間対応を要する財政上の阻害要因を緩和するため、病床の削減規模及び再編規模に応じた支援を行う。 (総事業費) 195億円程度									
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	病院再編時の財政上の減収分を上記予算で補填し、不動産取得時の登録免許税に係る経済的負担に対しては本要望により軽減を行う。									
	要望の措置の妥当性	地域医療構想の実現に向けた地域の医療機関の再編を本措置で支援することにより、より一層の地域医療構想の推進が図られる。									
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[適用件数]</td> <td style="text-align: center;">[減収見込み額]</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">0件</td> <td style="text-align: center;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度(見込み)</td> <td style="text-align: center;">2件</td> <td style="text-align: center;">10百万円</td> </tr> </table> ※認定再編計画の認定医療機関へのヒアリングに基づき算出		[適用件数]	[減収見込み額]	令和3年度	0件	0百万円	令和4年度(見込み)	2件	10百万円
		[適用件数]	[減収見込み額]								
	令和3年度	0件	0百万円								
	令和4年度(見込み)	2件	10百万円								
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—									
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	令和2年以降、都道府県及び医療機関が新型コロナウイルス感染症対応を最優先として対応しており、地域医療構想を推進することが難しい状況の最中であっても再編計画の認定の実績が出てきており、再編は促進されているものと考えている。										
前回要望時の達成目標	2025年における地域医療構想の実現										
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	2025年における地域医療構想の実現の現時点の進捗状況については、今年度調査予定。 令和2年以降、都道府県及び医療機関が新型コロナウイルス感染症対応を最優先として対応しており、地域医療構想を推進することが難しい状況である。一方で、地方との協議も経た上で、本年3月には地域医療構想に関する進め方に関する通知を発出し、2022年度及び2023年度において、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこととし、その検討状況を公表することとしている。地域医療構想を進めるための措置が今後より一層必要となっている。										

これまでの 要望経緯	令和3年度 創設 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の 創設（登録免許税の軽減措置の創設） 令和4年度 創設 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の 創設（不動産取得税の軽減措置の創設）
---------------	---

令和5年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（厚生労働省医政局医療経営支援課）

項目名	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等	
税目	相続税、贈与税	
要 望 の 内 容	<p>持分あり医療法人においては、出資者の死亡や退社により持分払戻請求が行われ、医業継続が困難になることが想定される。持分あり医療法人が持分なし医療法人に円滑に移行し、引き続き地域医療の担い手として継続していけるよう、平成26年度税制改正により、医療法上の持分なし医療法人への移行計画の認定制度を前提として、「医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置」が創設された。</p> <p>平成29年10月には、特例措置の期限を延長するとともに、出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置も導入され、その後、特例措置の期限は令和5年9月末まで延長されている。</p> <p>今般、その期限が終了することから、本特例措置の延長を行う。また、更なる移行促進のため、認定から3年以内の移行期限を、認定から5年以内に緩和する。</p> <p>※現行の制度期間（厚生労働大臣の認定期間）：令和3年5月28日から令和5年9月30日まで</p> <p>※医療法人総数：57,141 法人 うち医療法人社団：56,774 法人 うち「持分あり」：37,490 法人（66%） 「持分なし」：19,284 法人（34%） うち医療法人財団：367 法人（令和4年3月末現在）</p> <p>※良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条の2から第10条の8まで 医療法施行規則第56条から第60条まで 租税特別措置法第70条の7の9から第70条の7の14まで</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	▲405 百万円 （ ▲3,000 百万円） （ - 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>持分あり医療法人が、出資者の死亡や退社により持分払戻請求が行われ医業の継続に支障をきたすことのないように、持分なし医療法人への移行を促進することにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的・安定的に提供する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成18年改正医療法により、医療法人の非営利性の徹底と地域医療の安定性の確保のため、持分あり医療法人の新規設立はできないこととなった。法改正前に設立されていた持分あり医療法人については、持分なし医療法人への円滑な移行を促進しており、平成26年度には持分なし医療法人への移行計画の認定制度を創設し、認定を受けた医療法人には、出資者の死亡による相続税の猶予等、出資者間のみなし贈与税の猶予等の優遇税制が措置されている。平成29年度には出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置も導入され、移行しようとする医療法人を支援している。平成30年度から令和3年度においては、持分なし医療法人へ移行した法人のうち、7割以上が認定医療法人制度を活用しており、移行に欠かせない制度となっている。</p> <p>(現行制度の延長)</p> <p>本特例措置は、移行計画の認定を受け、持分なし医療法人への移行を進めている持分あり医療法人において、出資者の死亡による相続税の猶予等、出資者間のみなし贈与税の猶予等、出資者の持分放棄に伴う医療法人へのみなし贈与税を非課税とする税制優遇を行うものであり、円滑な移行促進のために必要な支援措置となっている。</p> <p>持分あり医療法人は3.7万法人あり、引き続き、持分なし医療法人への移行を促進する必要があることから、本特例措置について延長が必要である。</p> <p>(移行期限の緩和)</p> <p>また、認定医療法人の中には、3年の移行期限内に持分なし医療法人への移行ができなかった法人も存在する(18法人)。移行期限を5年に延ばすことにより、持分なし医療法人への移行を促進する。</p>						
<p>今回の要望(租税特別措置)に関連する事項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="325 1350 536 1713"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="536 1350 1481 1713"> <p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1713 536 1899"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="536 1713 1481 1899"> <p>医業の継続に支障をきたすことのないようにするとともに、円滑に持分なし医療法人へ移行できるように支援することにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的・安定的に提供する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1899 536 2072"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="536 1899 1481 2072"> <p>令和5年10月から令和8年9月まで</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>医業の継続に支障をきたすことのないようにするとともに、円滑に持分なし医療法人へ移行できるように支援することにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的・安定的に提供する。</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和5年10月から令和8年9月まで</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p>						
<p>政策の達成目標</p>	<p>医業の継続に支障をきたすことのないようにするとともに、円滑に持分なし医療法人へ移行できるように支援することにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的・安定的に提供する。</p>						
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和5年10月から令和8年9月まで</p>						

	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>医業の継続に支障をきたすことのないようにするとともに、円滑に持分なし医療法人へ移行できるように支援することにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的・安定的に提供する。</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>本特例措置の活用状況について、平成26年度から平成29年度において、持分なし医療法人へ移行した412法人のうち、認定医療法人制度を活用した移行は48法人（約12%）、平成30年度から令和3年度において、持分なし医療法人へ移行した822法人のうち、認定医療法人制度を活用した移行は607法人（約74%）となっており、活用数も活用割合も増加しており、地域医療の継続的・安定的な提供に貢献している。</p> <p>本特例措置の周知については、持分あり医療法人の経営上のリスク（持分の払戻し、相続税課税等）や持分なし医療法人への移行によるメリットについて、医療関係者や税理士事務所、会計事務所、銀行等への説明会を実施してきている。</p> <p>こうした制度の周知により、移行計画の認定申請件数も増加している。</p>
	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>（相続税） 22件 （贈与税） 36件</p> <p>（参考）医療法上の移行計画の認定件数：338件／年</p>
有効性	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>医療法上の持分なし医療法人への移行計画の認定制度及び本特例措置により、持分なし医療法人へ円滑に移行することで、出資者の相続等を契機とした出資持分の払戻請求等による医療法人の経営悪化をあらかじめ回避することにより、医療法人の経営の安定化及び地域医療の継続的・安定的な提供を実現することができる。</p> <p>令和4年6月に実施した持分あり医療法人を対象としたアンケート調査においても、持分なし医療法人への移行の意向がある法人の約9割が認定医療法人制度の活用予定ありと回答している。更に、認定医療法人制度の活用予定ありの法人の8割超が、認定医療法人制度が延長されなかった場合、持分なし医療法人へ移行できないと回答しており、持分なし医療法人への移行には有効な措置となっている。</p>
	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>—</p>
相当性	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>①持分なし医療法人への移行計画に関する認定審査等経費 9,741千円 持分なし医療法人への移行計画に関する審査等補助業務を行うための経費（委託費）</p> <p>②医療施設経営安定化対策費 14,168千円の内数 持分なし医療法人のリスクの周知、認定医療法人制度の活用のための動画作成、セミナー開催のための経費（委託費）</p> <p>③福祉医療機構融資（持分なし医療法人へ移行する医療施設等に係る経営安定化資金）</p> <p>認定医療法人が持分なし医療法人へ移行する際の持分払戻等のために必要な資金について、福祉医療機構の優遇融資により支援している。</p>

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>持分なし医療法人のリスクや課題を周知するため、セミナー開催や動画作成を行っている。 その上で、移行の意向のある法人が、認定医療法人制度活用の検討ができるよう、同セミナーや動画において、制度説明や申請方法、福祉医療機構の貸付制度の紹介等を行っている。 また、認定医療法人制度の認定申請の適切な処理が可能となるよう、審査等補助業務の委託を行っている。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>円滑な医業承継を支援するとともに、持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行を促進することで、地域住民に対して継続的・安定的に医療が提供されるようにするための措置であり、国民に広く効果が及ぶものである。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>相続税：令和元年度 7件 (453百万円) 令和2年度 8件 (622百万円) 贈与税：令和元年度 15件 (1,291百万円) 令和2年度 14件 (3,176百万円)</p> <p>(参考) 医療法上の移行計画の認定件数：令和元年度 210件 令和2年度 300件 令和3年度 85件 (※) 3カ年の平均 198件</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>医療法上の持分なし医療法人への移行計画の認定制度及び本特例措置により、持分なし医療法人へ円滑に移行することで、出資者の相続等を契機とした出資持分の払戻請求等による医療法人の経営悪化をあらかじめ回避することにより、医療法人の経営の安定化及び地域医療の継続的・安定的な提供を実現することができる。 令和4年7月に実施した認定医療法人を対象としたアンケート調査においても、認定医療法人制度がなかった場合の影響として、法人運営が継続できなくなる等、医療提供に何らかの影響が出ると回答した法人は約8割であった。</p>
	前回要望時の達成目標	認定件数の目標：3年の延長期間（R2.10～R5.9）において1,000件
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>制度再開（R3.5.28）から現在（R4.6.末）の認定件数111件。</p> <p>令和2年10月から医療法上の認定制度がなくなり、令和3年5月28日から再開したものの、認定申請に向けて、医療法人としての意思決定、資産評価、申請書類の作成等に時間を要することから、件数が伸び悩んだもの。</p>
	これまでの要望経緯	<p>平成26年度税制改正要望（制度創設○） 平成29年度税制改正要望（延長○、拡充○） 令和2年度税制改正要望（延長○、拡充×）</p>

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(厚生労働省医政局総務課)

項 目 名	医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	<p>I. 長時間勤務の実態が指摘される医師等の勤務時間短縮に資する器具及び備品、ソフトウェアについて 15%の特別償却を認める制度を 2 年間延長する。 【対象設備】 都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師等労働時間削減計画に基づき医療機関が取得した器具・備品（医療用機器含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30 万円以上）のもの</p> <p>II. 地域医療構想の実現のため地域医療構想調整会議で合意された病床の再編等を行った場合に取得する建物及びその附属設備について 8%の特別償却を認める制度を 2 年間延長する。 【対象設備】 病床の再編等のために取得又は建設をした病院用等の建物及びその附属設備</p> <p>III. 医療保健業を営む個人又は法人が、医療用機器を取得し事業の用に供した場合に 12%の特別償却を認める制度を、対象機器の見直しを行ったうえで 2 年間延長する。 ※全身用 CT・MRI は引き続き配置効率化等を促す仕組みを講じる。 【対象設備】 医療用機器（医療用の機械装置及び器具備品）で、取得価額 500 万円以上の「高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから 2 年以内のもの」</p> <p>(租税特別措置法第 12 条の 2、第 45 条の 2)</p>		
	平年度の減収見込額	-	百万円
	(制度自体の減収額)	(▲579	百万円)
	(改正増減収額)	(-	百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>I. 2024年4月の医師の時間外労働時間の上限規制の適用開始に向け、長時間労働の実態が指摘される医師の勤務時間の短縮に資する設備の導入を促すことで、医師の働き方改革を推進し、医師の健康を確保し地域において安全で質の高い医療を提供する。</p> <p>II. 地域医療提供体制の確保のため、設備投資に係る負担を軽減することで病床の再編等を促進する。</p> <p>III. 医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療機器の普及促進及び充実化を図り、安心して安全な最新の医療技術を提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>I. 医師は、全業種・職種の中で最も長時間労働の実態にあり、月80時間を超えて時間外労働を行う者が約4割という調査もあるため、働き方改革が強く求められている。このため、チーム医療の推進等による医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する設備等を特別償却制度の対象とし、労働時間を短縮するための設備等の導入を促進する必要がある。</p> <p>II. 地域医療構想の実現のための投資を促進することで、限りある医療資源を有効に活用し、地域における安全で質の高い医療を提供できる環境の整備が必要である。</p> <p>III. 極めて高い公共性を有する医療を行う上で、医療機関等の医療用機器は必要不可欠なものである。そのため、医療機関における医療用機器への投資は、国民に対して良質かつ安全な医療を提供することに直結し、ひいては地域における必要な医療提供体制の整備につながるものである。</p> <p>なお、医療用機器等は、医学医術の進歩に応じて日々進歩しており、一定レベルの医療の質や提供体制を確保するためには、医療機関において高度又は先進的な医療用機器の導入を適宜行う必要がある。</p>
--------------------------	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標Ⅰ－Ⅰ 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p> <p>施策目標Ⅰ－Ⅱ 医療従事者の働き方改革を推進すること</p>
		政策の達成目標	<p>Ⅰ. 長時間労働の実態が指摘される医師等の勤務時間の短縮に資する設備の導入を促し、年間の時間外労働時間が1,860時間を超える医師がいる医療機関の割合を対前年度で減少させ、2024年4月までに0%とするとともに、「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和4年1月19日厚生労働省告示第7号）に基づき、2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、2027年に1,635時間、2030年に1,410時間、2033年には1,185時間をそれぞれ段階的な目標として、医師等の健康を確保し、提供される医療の質を高める。</p> <p>Ⅱ. 病床再編等に係る負担を軽減し、地域医療構想実現を図る。新経済・財政再生計画改革行程表2021（令和3年12月23日経済財政諮問会議）の記載に基づき、地域医療構想調整会議で合意した2025（令和7）年における病床数に対する実際に増減された病床数の割合を2025年度中に100%とすることを目標とする。</p> <p>Ⅲ. 医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。近代的な医療用機器の整備促進を図る。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日
		同上の期間中の達成目標	<p>Ⅰ. 2024年4月以降、診療に従事する勤務医に適用される一般的な時間外労働の上限時間の水準を原則月100時間未満、年960時間以下とし、地域医療確保のためにやむを得ず、医療機関を限定した上で設定する暫定的な特例水準については、原則月100時間未満、年1,860時間以下としたうえで、2035年度末を終了目標時期としていることを踏まえ、本特別償却制度等により、年間の時間外労働時間が1,860時間を超える医師がいる医療機関の割合を対前年度で減少させ、2024年4月までに0%とするとともに、「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和4年1月19日厚生労働省告示第7号）に基づき、2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、2027年に1,635時間、2030年に1,410時間、2033年には1,185時間をそれぞれ段階的な目標として設定する。</p> <p>Ⅱ. 地域医療構想調整会議で合意された再編等により、医療機関における病床の機能分化・連携の取組を進める。新経済・財政再生計画改革行程表2021（令和3年12月23日経済財政諮問会議）の記載に基づき、重点支援区域の設定の要否を判断した都道府県の割合を令和5年度末までに100%、地域医療構想調整会議の開催回数を2024年度末までに約2,000回をそれぞれ段階的な目標として設定する。</p>

		<p>Ⅲ. 医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>I. 医療機関からの申請実績もあり、2024年4月の勤務医の時間外労働の上限規制の適用開始まで残り2年をきった中で、都道府県への聞き取りの結果、制度の照会件数も増加していることから、医療機関において医師の働き方改革の必要性が浸透し、大学病院における副業・兼業先を含めた時間外労働時間数の把握状況が100%になる等、医師等の医療従事者の労働時間短縮に向けた取組が着実に進んでいる。</p> <p>II. 本年3月に地域医療構想の進め方に関する通知を発出し、2022年度及び2023年度において、医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこととともに、今後、当該進捗状況の公表及び全ての都道府県に対して重点支援区域の申請の意向や地域医療構想調整会議の開催回数を確認することとしている。重点支援区域については4月時点で12道県18区域選定したところであり、再編等の該当事例に適用されたことにより、医療機関における病床の機能分化・連携の取組が着実に進んでいる。</p> <p>Ⅲ. 医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の導入が促進されたことにより、病巣の早期発見、早期治療につながるなど、良質かつ適切な医療の提供につながっている。</p>
<p>有効性</p>	<p>要望の措置適用見込み</p>	<p>I. 都道府県へのアンケートの結果、令和3年度の特例措置の適用実績見込みは3病院だったが、2024年4月の勤務医の時間外労働の上限規制の適用開始まであと2年をきり、医師の時間外労働の上限規制に係る特例水準の指定を申請する見込みの医療機関のうち、医療施設実態調査（厚生労働省保険局調べ）に基づく黒字病院の割合（約4割）及び令和3年度の全都道府県に占める特別償却制度の適用実績（約1割）を踏まえると、令和6年度までに約70病院が適用申請をする可能性があると考えられる。また医療関係団体へのアンケート調査の結果でも、回答した62病院のうち54病院から、特別償却制度を利用して対象機器を購入したいとの回答があった。</p> <p>II. 2022年度及び2023年度において、医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこととしており、特別償却の対象となり得る再編の議論が更に進められる。これらの取組に対する支援として、重点支援区域の新たな選定、再編を検討する区域への相談を受け付ける情報提供窓口による対応等の再編に係る技術的支援を行っている。また、医療介護総合確保基金による医療機関の施設・設備に関する支援に加え、令和2年度より病床機能再編支援事業を創設し、令和3年度には当該事業を基金化するとともに、厚生労働大臣が再編計画を認定する制度を創設し、認定再編計画に基づき取得した土地、建物に対し、登録免許税、不動産取得の軽減措置（令和3、4年度創設）、金融優遇措置（令和4年度創設）を講じており、特別償却とあわせて再編当初の財政的な負担軽減が図られているため、医療機関の設備導入を後押ししている。これらの施策により中長期的な再編等の取組が促進されており、特別償却の適用実績は増加する見込みである。</p> <p>Ⅲ. 医療関係団体へのアンケートの結果、578医療機関のうち、33医療機関で特例措置の適用実績があり、また、適用実績のない508医療機関のうち、273医療機関で今後特別償却制度を利用したいとの回答であった。</p>

		要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	<p>I. 2035年度末の暫定的な特例水準の終了に向けて地域における医療提供体制を整えるためには、各医療機関における対象機器導入の初年度負担を減らし、その導入を促進することが必要であり、特別償却制度を利用した対象機器（導入前の時間外労働時間（3ヶ月平均）と比べて、導入後に医師の時間外労働時間が約10時間削減されたとの事例もある）の導入ができることで、2035年度末に向けて着実に取り組むことが可能となる。</p> <p>II. 各医療機関における再編において、医療機関の経費負担の軽減が図られ、地域医療構想の実現に向けた病床の機能分化・連携が推進される。</p> <p>III. 高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。</p>
相 当 性		当該要望項目 以外の税制上 の措置	—
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療介護総合確保基金（区分6）を活用した都道府県による財政支援 ・ 独立行政法人福祉医療機構による低利での融資制度（機械購入資金）
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県は、救急医療や離島・へき地医療等地域医療において重要な役割を担っている医療機関が、当該医療機能を継続して担うことができるよう、地域医療介護総合確保基金（区分6）を活用して一定の要件（担っている医療機能や所属医師の時間外・休日労働時間に着目）を満たす医療機関が行う勤務環境改善の体制整備に対して、上限額の範囲で財政支援を行うとともに、当該支援の対象にならない事例について、医療機関全体で働き方改革を進めるため特別償却措置による支援を行っている。 ・ 独立行政法人福祉医療機構では、民間金融機関が融資しない高額な医療機器の購入資金に対する低利融資を行っているが、本施策では医療機関の経費負担の軽減を図ることにより、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えを促進することができる。
		要望の措置 の妥当性	<p>I. 医療機関が医師の労働時間短縮を図るため対象機器を導入する場合において、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。本施策がない場合、地域医療介護総合確保基金の対象にならない医療機関における対象機器の導入や、限度額を超える対象機器の導入が進まず、地域医療を確保しつつ医療機関全体における効果的な労働時間を短縮する取組が阻害されることから、税制による優遇措置を行うことが妥当である。</p> <p>II. 医療機関が再編等を行う場合において、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。本施策がない場合、再編等の機能の集約化が進まず、効率的で質の高い医療提供体制の構築が阻害されることから、税制による優遇措置を行うことが妥当である。</p> <p>III. 良質かつ適切な医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、高度又は先進的な医療用機器の導入を促進する必要</p>

		があるため、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。また、一定金額以上の高額な医療用機器の購入者に対し、幅広く支援を行うために、税制による優遇措置を行うことが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p style="text-align: right;">[適用件数] [特別償却額] [減収見込み額]</p> <p>I. 令和2年度 (法人税) 2件 1百万円 0百万円 (所得税) 2件 11百万円 2百万円 令和3年度 (法人税) 3件 106百万円 16百万円 (所得税) 2件 11百万円 2百万円 ※「都道府県へのヒアリング結果」より推計</p> <p>II. 令和2年度 (法人税) 3件 167百万円 39百万円 令和3年度 (法人税) 2件 89百万円 21百万円 ※「都道府県へのヒアリング結果」より推計</p> <p>III. 令和2年度 (法人税) 446件 1,595百万円 370百万円 (所得税) 174件 623百万円 142百万円 令和3年度 (法人税) 476件 1,610百万円 374百万円 (所得税) 181件 618百万円 147百万円 ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>租税特別措置法第45条の2、第68条の29 医療用機器等の特別償却 [法人税関係]</p> <p style="text-align: center;">(適用件数) (特別償却額)</p> <p>I. 令和元年度 6件 25百万円 令和2年度 2件 1百万円 II. 令和元年度 1件 1百万円 令和2年度 3件 167百万円 III. 令和元年度 506件 1,624百万円 令和2年度 446件 1,595百万円</p>
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>I. 2035年度末の暫定的な特例水準の終了に向けて地域における医療提供体制を整えるためには、各医療機関における対象機器導入の初年度負担を減らし、その導入を促進することが必要であり、地域医療を担う小規模の医療機関においても特別償却制度を利用した対象機器の導入が行われていることから、医療機関全体で医師の労働時間短縮が促進されている。</p> <p>II. 医療機関が再編等を行った場合に取得する建物等の特別償却によって、経済的負担を軽減することで、地域医療構想の実現に向けて、医療機関の再編等が促進される。</p> <p>III. 高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。</p>

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>I. 当該措置により、労働時間短縮に資する機器の導入が促進され、労働時間短縮に資する機器を導入する前の時間外労働時間（3ヶ月平均）と比べて、設備導入後は医師の時間外労働時間が約 10 時間削減された事例もあるなど一定の効果は得られているものの、今後、多くの医療機関が医師の時間外労働の上限規制に係る特例水準の指定を申請する見込みである。</p> <p>II. 感染拡大以降、都道府県、医療機関においては、新型コロナウイルス感染症対策を最優先に対応してきたが、本年3月に地域医療構想の進め方に関する通知を発出し、2022年度及び2023年度において、医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこととともに、今後、当該進捗状況の公表及び全ての都道府県に対して重点支援区域の申請の意向や地域医療構想調整会議の開催回数を確認することとしている。地域医療構想の実現のための再編については、多くの調整と意思決定が必要であり中長期的にかかるものであるが、今後、再編に係る技術的支援、財政的支援、税制優遇措置、金融優遇措置により病床の機能分化・連携が推進される。</p> <p>III. 当該措置により、病巣の早期発見、早期治療につながるなど、一定の効果は得られているものの、医学医術の進歩に応じて医療用機器が日々進歩している実情等を踏まえると、より良質かつ適切な医療を提供するためには、高度又は先進的な医療用機器の導入支援を継続することが不可欠である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>医療用機器の特別償却制度については、昭和 54 年の創設以降、償却率、取得価額の下限、対象機器を見直しながら2年毎に延長されてきた。</p> <p>平成 31 年度税制改正では、「医療用機器等の特別償却制度について、長時間労働の実態が指摘される医師等の勤務時間短縮のため必要な器具及び備品、ソフトウェア、また地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその附属設備、さらに共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の3点において、特別償却制度の拡充・見直しを行う」として、その適用期限が2年延長された。</p> <p>令和 3 年度税制改正では、配置効率化等を促すための措置を講ずるとともに、対象機器の見直しを行った上で、その適用期限が2年延長された。（令和5年3月31日まで）。</p>

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(厚生労働省健康局健康課)

項 目 名	国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ														
税 目	たばこ税														
要 望 の 内 容	<p>たばこが健康に与える影響なども踏まえ、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、たばこ税の税率を引き上げる。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center;">(-</td> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td style="text-align: center;">(-</td> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	-		百万円	(制度自体の減収額)	(-		百万円)	(改正増減収額)	(-		百万円)
平年度の減収見込額	-		百万円												
(制度自体の減収額)	(-		百万円)												
(改正増減収額)	(-		百万円)												
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>たばこ税の税率を引き上げることによって、たばこの消費抑制を図り、もって国民の健康増進に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>厚生労働省において開催した「喫煙の健康影響に関する検討会」が平成 28 年 8 月に取りまとめた報告書では、日本人の喫煙の健康影響に関して、肺がんのリスクが男性で約 4.4 倍、女性で約 2.8 倍になることや、慢性閉塞性肺疾患(COPD)のリスクが男性で約 3.1 倍、女性で約 3.6 倍になることなどが報告されている。このように、喫煙の健康への悪影響は科学的に明らかである一方、喫煙率は男性 27.1%、女性 7.6%といまだ高く(令和元年)、国民健康づくり運動プランである健康日本 21(第二次)において示されている目標(令和 4 年度に 12%)の達成は危ぶまれている状況にある。このため、たばこの消費の抑制を図る必要がある。</p> <p>平成 30 年度税制改正により、たばこ税及び地方たばこ税について段階的に見直しを行ってきたが、令和 4 年 10 月で見直しが完了する。</p> <p>こうした状況を踏まえ、たばこの消費抑制を図り、もって国民の健康増進に資するため、たばこ税の引上げが必要。</p>														

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 11-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること</p> <p>施策目標 11-3 総合的ながん対策を推進すること</p>
		政策の達成目標	たばこの消費を抑制させることで、国民の健康を増進させる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>平成 22 年 10 月の増税（70 円／箱）では、</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこの販売数量は 16%減少（平成 21 年度 2,339 億本→平成 23 年度 1,975 億本） 成人喫煙率は 3.3 ポイント減少（平成 21 年 23.4%→平成 23 年 20.1%） <p>という効果がみられており、税率の引き上げにより、喫煙率の低下が見込まれる。</p> <p>また、紙巻きたばこに関する平成 30 年度税制改正による三段階での増税（60 円／箱）は、令和 3 年 10 月に完了し、</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこの販売数量は 36%減少（平成 29 年度 1,455 億本→令和 3 年度 937 億本） 成人喫煙率は 1.0 ポイント減少（平成 29 年 17.7%→令和元年 16.7%） <p>注）令和 2 年以降は新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止しているため数値なし。</p> <p>という効果がみられた。</p>
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	平成 17 年度からたばこ対策促進事業として、都道府県等のたばこ対策への補助を実施している（令和 4 年度予算 46 百万円）。

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>上記予算事業は、都道府県等が実施する普及啓発等のたばこ対策に支援を行うものである。一方で、本税制措置は、喫煙者のたばこ消費抑制に直接的に効果を与えるものであり、手段と効果が異なる。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>たばこの課税に関する措置は、日本も受諾している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」においても提唱されている。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
		<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
		<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
		<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>○平成 28 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等」において、以下を要望。 ①たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げ ②かぎ用の製造たばこ等における課税の換算方法の見直し</p> <p>○平成 29 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ」において、たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げを要望。</p> <p>○平成 30 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ」において、以下を要望。 ①たばこ税及び地方たばこ税の税率の段階的な引上げ ②加熱式たばこの課税標準における重量の計算方式の見直し及び価格に応じた課税方式の導入 等</p>	

○令和4年度税制改正要望

「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした課税の在り方」において、たばこ税及び地方たばこ税の課税のあり方の検討を要望。

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(厚生労働省大臣官房厚生科学課)

項 目 名	感染症等専門家組織（仮称）の創設に伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、相続税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税		
要 望 の 内 容	<p>新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 4 年 6 月 17 日開催）において公表された「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」において、「医療対応、公衆衛生対応、危機対応、研究開発等の機能を一体的に運用するため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織として、いわゆる日本版 CDC を創設する」ことが決定されたことを受け、「感染症等専門家組織」（仮称）の設立に伴い、税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>（該当条項） 所得税関係：所得税法第 11 条第 1 項及び第 78 条第 2 項第 3 号 相続税関係：租税特別措置法第 70 条第 1 項 法人税関係：法人税法第 4 条第 2 項及び第 37 条第 4 項 消費税関係：消費税法第 6 条第 1 項並びに第 60 条第 3 項及び第 4 項 印紙税関係：印紙税法第 5 条第 2 号 登録免許税関係：登録免許税法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 号</p>		
	平年度の減収見込額	－	百万円
	(制度自体の減収額)	(－ 百万円)
	(改正増減収額)	(－ 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織を創設し、専門家組織を強化することにより、政府の司令塔機能の強化を図り、次の感染症危機に備える。</p> <p>(2) 施策の必要性 次の感染症危機に備え、感染の初期段階から、より迅速に、より効果的に対策を講じるため、司令塔機能の強化として、専門家組織の強化を早急に図る必要がある。</p>											
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="323 1272 539 1570"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="539 1272 1479 1570"> <p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること</p> <p>施策目標5-2 感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1570 539 1727"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1570 1479 1727"> <p>感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織を創設し、専門家組織を強化することにより、次の感染症危機に備える。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1727 539 1883"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="539 1727 1479 1883"> <p>期限の定めのない措置</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1883 539 2040"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1883 1479 2040"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 2040 539 2141"> <p>政策目標の達成状況</p> </td> <td data-bbox="539 2040 1479 2141"> <p>—</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること</p> <p>施策目標5-2 感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織を創設し、専門家組織を強化することにより、次の感染症危機に備える。</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>期限の定めのない措置</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>—</p>	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>—</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること</p> <p>施策目標5-2 感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること</p>											
<p>政策の達成目標</p>	<p>感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織を創設し、専門家組織を強化することにより、次の感染症危機に備える。</p>											
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>期限の定めのない措置</p>											
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>—</p>											
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>—</p>											

	有効性	要望の措置の適用見込み	1法人
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	税制上の措置を講じることにより、「感染症等専門家組織」(仮称)において、医療対応、公衆衛生対応、危機対応、研究開発等の機能を、効率的に実施することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税について、同様の要望を提出している。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	「感染症等専門家組織」(仮称)は、国の組織である国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合することにより設立するものであるが、国立国際医療研究センターは現在、国立研究開発法人として、税制上の優遇措置を受けていることから、統合後の「感染症等専門家組織」(仮称)においても、引き続き国立国際医療研究センターと同様の税制上の措置を講じることによって、感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織を創設し、専門家組織を強化することにより、政府の司令塔機能の強化を図り、次の感染症危機に備えるという政策目的が果たされるので妥当である。		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 等 施策大目標 10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 等
		政策の達成目標	持続可能な社会保障制度を構築する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	社会保障審議会等における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	社会保障審議会等における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築することが可能となる。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>	

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課）

項目名	母子父子寡婦福祉法に基づく高等職業訓練促進給付金に係る非課税措置等の延長等								
税目	所得税、国税徴収法								
要望の内容	<p>①母子父子寡婦福祉法に基づく「高等職業訓練促進給付金」については、令和4年度限りとなっている制度拡充分の非課税措置等の適用期限を延長する、②「ひとり親家庭住宅支援資金貸付金」については、令和5年度予算を財源とする貸付を行った場合の返済免除額（債務免除益）についても非課税措置を講じる、③「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金」制度においては、財源積み増し・制度拡充分に係る返済免除額（債務免除益）について、所得税等を非課税とする措置を講じる。</p> <p>【関係条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の3及び第31条の4（第31条の10で準用する場合を含む） ・租税特別措置法第41条の8、租税特別措置法施行規則第19条の2第14号及び19号 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right;">▲0.2 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right;">（－ 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right;">（－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲0.2 百万円	（制度自体の減収額）	（－ 百万円）	（改正増減収額）	（－ 百万円）
平年度の減収見込額	▲0.2 百万円								
（制度自体の減収額）	（－ 百万円）								
（改正増減収額）	（－ 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、高等職業訓練促進給付金の給付や、住宅支援資金の貸付を行うことにより、資格取得や就労又はより稼働所得の高い就労などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。 また、児童養護施設等を退所した者であって就職した者又は進学した者のうち、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者に対して、住宅支援費や生活支援費、資格取得支援費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 高等職業訓練促進給付金は、児童扶養手当受給者等が資格取得のために1年以上修学する場合、生活費の負担軽減のために月額10万円（住民税課税世帯は月額7万500円、最後の12か月は4万円加算）を支給するものであり、令和4年度当初予算で、現時限措置とされている、対象資格の拡充及び修学期間の短縮（6ヶ月間）を令和5年度概算要求において恒久措置とすることを要求している。（制度拡充：令和3年4月から、1年間の時限措置として開始。令和4年4月から更に1年間の時限措置の延長。） ひとり親家庭住宅支援資金貸付金は、自立に向けて取り組む児童扶養手当受給者等に対し、住居費（上限4万円）を貸し付けるものであり、貸付を受けた者が1年以内に就職し、就労を1年間継続した際には返済免除とすることにより、低所得のひとり親の自立支援を図っている。 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金は、家庭の支援等に欠け、安定した生活基盤の確保が困難な施設退所者等の中でも、特に経済的な困難に直面しているものに対し、家賃支援費、生活支援費、資格取支援費を貸し付けるものであり、貸付を受けた者が就労継続した際には返済免除とすることにより、施設退所者等の自立支援を図っている。 これらの制度による給付金に係る税負担や貸付金が返済免除とされた場合の免除益について、ひとり親や施設退所者等の自立の妨げとならないよう、給付金の非課税及び差押禁止措置や、返済免除とされた場合の免除益の非課税措置を講じる必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ 安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標2 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること 施策目標2-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への更なる支援体制の充実を図ること 施策大目標4 ひとり親家庭の自立を図ること 施策目標4-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること
		政策の達成目標	ひとり親家庭が安心して貸付金を借りることや、給付金を受給することができる環境を整え、その自立の促進を図る。 児童養護施設等の退所者が、安心して貸付金を借りることができる環境を整え、その自立の促進を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	・高等職業訓練促進給付金：支給件数：4,387件（令和3年度） ・ひとり親家庭住宅支援資金貸付：貸付件数：705件（令和3年度） ・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付：返済免除件数：413件（令和3年度） ※ひとり親家庭住宅支援資金貸付は令和3年度から開始したため、貸付件数を記載。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	給付金は満額支給されることが前提の給付体系・水準となっており、非課税とすることで政策効果が発揮される。 貸付金の償還免除は自立の促進の観点から制度上認めているものであり、それに対して課税することは自立を妨げることになるため、返済免除額を非課税とすることはそうした自体を避けるため有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○高等職業訓練促進給付金 ひとり親の就職を容易にするために必要な資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。 （母子家庭等対策総合支援事業（173億円）の内数） ○ひとり親家庭住宅支援資金貸付 就業等に向け、意欲的に取り組むひとり親家庭に対して、家賃の全部又は一部の貸し付けを行うことにより、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。 （母子家庭等対策総合支援事業（173億円）の内数） ※上記予算額はいずれも令和5年度概算要求のもの ○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付

		<p>就職や進学等のために児童養護施設等を退所した者等に対して、家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸し付けを行うことにより、施設退所者等の自立を支援する。 (児童虐待・DV対策等総合支援事業(381億円)の内数) (令和3年度第1次補正予算及び令和4年度当初予算額)</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>中長期的なひとり親の自立支援の観点から、高等職業訓練促進給付金の拡充に取り組むこととしているところ、ひとり親の自立を促進する観点から、これらの給付金について非課税措置等を要望するもの。</p> <p>中長期的なひとり親の自立支援の観点から、一定条件下で返済免除となる住宅支援資金の貸付制度(予算措置)を設けているところ、ひとり親の自立を促進する観点から、貸付金の返済を免除する際における免除益について非課税措置等を要望するもの。</p> <p>施設退所者等の自立を支援する観点から、一定条件下で返済免除となる家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸付制度(予算措置)を設けているところ、施設退所者等の自立を促進する観点から、貸付金の返済を免除する際の免除益について、事業予算の積み増し・拡充分についても非課税措置を要望するもの。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>給付金受給に係る税負担等や、自立支援を目的として貸し付けられた住居費の返済の免除益が自立の妨げとならないよう、非課税等とする必要がある。</p> <p>自立支援を目的として貸し付けられた家賃支援費や生活支援費、資格取得支援費については、返済が免除された場合の免除益に係る税負担が自立の妨げとならないよう、今般の積み増し分等についても同様に措置する必要がある。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>(高等職業訓練促進給付金) 令和4年度税制改正要望で、令和4年度の拡充分について認められた。</p> <p>(ひとり親住宅支援資金貸付金) 令和4年度税制改正要望で、令和3年度及び令和4年度予算に係る分について認められた。</p> <p>(児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金) 平成31年度税制改正要望で、非課税措置を創設。</p>
-----------------------	---

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室）

項 目 名	認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の拡充		
税 目	消費税		
要 望 の 内 容	現行の認可外保育施設の利用料に係る消費税非課税措置に関して、国家戦略特区における認可外保育施設の有資格者配置基準に関する特例が適用される施設についても、その利用料に係る消費税を非課税措置の対象とする。 ※関連する条文…消費税法施行令第 14 条の 3 第 1 号		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）
	（改正増減収額）	（ —	百万円）

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>現行の認可外保育施設の利用料に係る消費税非課税措置の趣旨は、認可保育所への入所を希望しながらやむを得ず認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）を満たした認可外保育施設を利用する者について、その負担を軽減するとともに、認可外保育施設が指導監督基準を満たすことを促すことにより質の向上を図ることにあるが、その趣旨は、以下の国家戦略特区における特例が適用される施設にも妥当する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>認可外保育施設については、これまで、認可保育所を利用できず、やむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない者が存在することや、一定の質を確保する必要があること等から、指導監督基準を満たす旨の証明書を都道府県等から交付された施設については、その利用料に係る消費税が非課税とされてきたところ（平成 17 年度要望により非課税措置が創設され、その後、平成 25 年度要望、令和 2 年度要望において拡充）。</p> <p>指導監督基準においては、6 人以上の児童を保育する認可外保育施設は、保育に従事する者の概ね 3 分の 1 以上は（日本の）保育士の資格を有する者であることを求めている。</p> <p>この点については、平成 27 年の保育課長通知により、国家戦略特区における特例が定められており、国家戦略特区内に所在する認可外保育施設であって、当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものについては、外国の保育士資格を保有する者を十分な数だけ配置していること等の諸要件を満たす場合には、それをもって上記の「概ね 3 分の 1 以上」の基準を満たすものと取り扱って差し支えないこととする特例（以下「本特例」という。）を設けている。</p> <p>しかし、本特例については、国家戦略特区制度に正式に位置づけられないままとなっており、指導監督基準の改正等も行われていなかったところであったが、今般「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」において在り方を検討し、本特例を正式に国家戦略特区制度に位置づけ、指導監督基準等の改正を行うこととした。</p> <p>本特例は、国家戦略特区内の施設について、一定の要件の下に指導監督基準を満たすとみなすものであり、（本特例によらず）指導監督基準を満たす施設と同様にその制度趣旨・目的を達成するため、本特例が適用される施設についても、消費税非課税措置の対象とする。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p style="text-align: center;">合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標Ⅶ 安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること</p> <p>施策目標 1-1 保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること</p> <p>施策目標 1-2 地域におけるニーズに応じた子育て支援等施策の推進を図ること</p>

		政策の達成目標	やむを得ず認可外保育施設を利用する方々の負担を軽減するとともに、認可外保育施設の質の向上を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	一部の自治体から本特例の活用に向けた相談がある。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例が適用される施設に児童を通わせる保護者の経済的な負担軽減が図られるとともに、認可外保育施設の質の向上が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例は、国家戦略特区内の施設について、一定の要件の下に指導監督基準を満たすとみなすものであり、本特例が適用される施設についても、(本特例によらず)指導監督基準を満たす施設と同様に、消費税非課税措置の対象に含めることが妥当である。
置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 17 年度税制改正要望で、本非課税措置を創設。 平成 25 年度、令和 2 年度要望で拡充。	

令和5年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省老健局総務課）

項目名	介護保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置											
税目	所得税、相続税、贈与税、法人税、消費税、登録免許税、印紙税、国税徴収法											
<p>要望の内容</p>	<p>介護保険制度について、社会保障審議会介護保険部会等において見直しの検討を行っており、検討結果に基づき次期通常国会に関連法案を提出する場合には所要の税制改正を行う必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="874 862 1490 1030"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(—	百万円)	(改正増減収額)	(—	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(—	百万円)										
(改正増減収額)	(—	百万円)										
<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>2040年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる中で、令和6年度から始まる次期（第9期）介護保険事業計画期間に向けて、2025年に向けて構築を図っている地域包括ケアシステムを更に深化・推進するとともに、介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>社会保障審議会介護保険部会において「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進」「介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進」「給付と負担」等の観点から、介護保険制度の見直しについて議論を行っているところである。議論の結果に基づき次期通常国会に関連法案を提出する場合、それに伴い、所要の税制改正を行う必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅺ 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標 1 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること 施策目標 1－4 介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
		政策の達成目標	－
		租税特別措置の適用又は延長期間	－
		同上の期間中の達成目標	－
	有効性	政策目標の達成状況	－
		要望の措置の適用見込み	－
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	介護保険制度改正に伴う税制上の所要の措置により、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備を図る。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	－
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
要望の措置の妥当性		介護保険制度の改正に伴う税制上の所要の措置を講じることは、被保険者やその家族、介護保険サービス事業者の税負担の均衡を図る点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考えます。 また、税制上の措置を講じることで国民の保健医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>介護保険制度に係る税制優遇については、今回同様、法改正に合わせて令和2年度等に非課税措置の維持等の税制要望を行った。</p>	

令和 5 年度 税制改正要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(厚生労働省社会援護局保護課・地域福祉課生活困窮者自立支援室)

項 目 名	生活困窮者自立支援法及び生活保護法の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税、消費税、登録免許税、国税徴収法		
要 望 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）及び生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）については、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号）附則第 8 条において、法律の施行後 5 年（令和 5 年）を目途として、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。 ・生活保護基準については令和 4 年の年末にかけて社会保障審議会生活保護基準部会にて議論を行う予定（見直し後の基準は令和 5 年 10 月施行予定）。また、生活保護基準における級地区分についても、見直しを検討している。 ・これらを受けて、現在、「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」及び「社会保障審議会生活保護基準部会」において生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度並びに生活保護基準に係る見直しの検討を行っており、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。 		
	平年度の減収見込額	－	百万円
	(制度自体の減収額)	(－)	百万円)
	(改正増減収額)	(－)	百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>コロナ禍において生じた支援者像や支援ニーズの多様化等の状況も踏まえつつ、生活困窮者等の自立支援の一層の効果的な促進、セーフティネット機能の強化等を図る観点から、生活保護法及び生活困窮者自立支援法について、両制度の見直しを検討する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>今後、「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」及び「生活保護基準部会」での議論の結果等を踏まえ、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度並びに生活保護基準の見直しを行う場合には、当該見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅷ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること</p> <p>施策大目標 1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p> <p>施策目標 1-2 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>
		政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護制度を適正に実施すること。 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」及び「生活保護基準部会」における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改正を講じることによって、生活困窮者等の自立支援の一層の効果的な促進、セーフティネット機能の強化等を図ることが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税について、同様の要望を提出している。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」及び「生活保護基準部会」における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることによって、生活困窮者等の自立支援の一層の効果的な促進、セーフティネット機能の強化等を図ることが可能となる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—	

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(厚生労働省年金局企業年金・個人年金課)

項目名	個人型確定拠出年金制度 (iDeCo) の改革等に伴う税制上の所要の措置		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>新しい資本主義実現会議に設置される検討の場において議論・策定される「資産所得倍増プラン」に基づき、個人型確定拠出年金制度 (iDeCo) の改革等に伴う税制上の所要の措置を講じる。</p> <p><新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～ (令和 4 年 6 月 7 日閣議決定) ></p> <p>Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資</p> <p>1. 人への投資と分配</p> <p>(3) 貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定</p> <p>我が国個人の金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。この結果、米国では 20 年間で家計金融資産が 3 倍、英国では 2.3 倍になっているが、我が国では 1.4 倍である。</p> <p>家計が豊かになるために家計の預金が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。</p> <p>このため、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISA (少額投資非課税制度) の抜本的な拡充を図る。また、現預金の過半を保有している高齢者に向けて、就業機会確保の努力義務が 70 歳まで伸びていることに留意し、iDeCo (個人型確定拠出年金) 制度の改革やその子供世代が資産形成を行いやすい環境整備等を図る。これらも含めて、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。</p>		
	平年度の減収見込額	-	百万円
	(制度自体の減収額)	(-	百万円)
	(改正増減収額)	(-	百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>iDeCo 等は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度であり、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、iDeCo 等の充実・普及を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>多様化する国民の老後生活に対するニーズに対応しつつ、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためには、iDeCo 等の充実・普及が重要である。</p> <p>就労機会確保の努力義務が 70 歳まで伸びていること等に留意しつつ、より豊かな老後生活に資する制度としていく観点から、iDeCo 制度のあり方等を検討する必要がある。</p> <p>こうした状況を踏まえ、高齢者に向けた iDeCo の改革等について、新しい資本主義実現会議に設置される検討の場において議論・策定される「資産所得倍増プラン」に基づき、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 非正規雇用労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること</p> <p>施策大目標3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること</p> <p>施策目標3-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること</p> <p>基本目標Ⅹ 高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること</p> <p>施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p> <p>施策目標1-2 高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること</p>
		政策の達成目標	iDeCo等の充実・普及を図ることにより、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	iDeCo等の更なる充実・普及を図ることは、国民の高齢期の所得確保に資することとなる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税について、同様の要望を提出している。

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p>	
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>	
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図るためには、iDeCo等の更なる充実・普及が求められる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p> <p>—</p>	
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p>—</p>	
		<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p> <p>—</p>	
		<p>前回要望時の達成目標</p> <p>—</p>	
		<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> <p>—</p>	
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>直近のiDeCo等に係る税制改正要望は以下のとおり。 (平成27年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置 (平成28年度) ・確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置 (平成29年度) ・企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃 ・確定拠出年金における退職所得控除に係る勤続年数の算定の見直し (令和2年度) 	

	<ul style="list-style-type: none">・ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長・ 企業年金・個人年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置
--	---

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課）

項 目 名	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	
税 目	法人税	
要 望 の 内 容	<p>生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設（一の共同利用施設の取得価額が 400 万円以上のものに限る。）に係る取得価額の 6% の特別償却制度について、適用期限を 2 年間延長し、令和 7 年 3 月 31 日までとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 租税特別措置法第 44 条の 3 ・ 租税特別措置法施行令第 28 の 6 ・ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第 56 条の 5 第 56 条の 3 第 1 項の規定による認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることができる。 	
	平年度の減収見込額	－ 百万円
	（制度自体の減収額）	（－ 百万円）
	（改正増減収額）	（－ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。

生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める業種ごとの営業の振興に関する指針（振興指針）に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業（振興事業）に関する計画（振興計画）を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。

本税制措置は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、中小零細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の安定・強化を図るものである。

(2) 施策の必要性

生活衛生関係営業（全産業 534 万事業所のうち 20.2%、全従業者 5,687 万人のうち 11.7%）は国民生活と極めて密着し、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。

一方、その大半が、経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、中小零細な生活衛生関係営業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るためには、協業化等により合理化、省力化等を進め、生産性の一層の向上を図るとともに、労働環境の改善及び福利厚生充実等を強力に推進する必要がある。

現在の生活衛生関係営業の業況判断 DI は▲54.9 と低調（※）で、経営状況は依然として厳しく、このような状況下において、大半が中小零細である生活衛生関係営業者が、地域経済においてその役割を果たすためには、少子・高齢化、環境、節電、感染対策、物価高騰、衛生水準の向上等の生活衛生関係営業を取り巻く課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。

（※）出典：株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査結果（2022年1～3月期）」

このため、大半が中小零細で資金繰りに苦しむ生活衛生関係営業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、引き続き、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる本特別償却制度により、生活衛生同業組合等の共同利用施設（研修施設、共同工場、共同配送設備、共同冷凍・冷蔵庫、共同蓄電設備等）の整備を誘引する必要がある。

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標5-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化を図る。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで (令和5年度～令和6年度)</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>生活衛生同業組合等の共同利用施設数の増加を通じ、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化を図り、令和6年度における生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスに改善することを目標とする。 なお、新型コロナウイルス感染症による影響が緩和することが必要となる。</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、生活衛生関係営業者の経営状況は厳しく、生活衛生同業組合等の財政状況が悪化し、資金不足により共同利用施設の整備に至っていない。 今後、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、生活衛生同業組合等の財政状況が改善することで、本税制措置を活用した共同利用施設の整備が進み、協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生活衛生関係営業者の生産性の向上が期待できる。 また、株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の設備投資動向(2021年)」によれば、設備投資に意欲のある生活衛生関係営業者は一定数存在するため、これらの整備を共同利用施設として生活衛生同業組合等が実施することで、個々の営業者の経営基盤の安定・強化がより図られることが考えられる。 これらを通じ、生活衛生関係営業者の業況判断DIが改善することが期待できるものである。</p>	
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>令和5年度：1件 令和6年度：1件</p> <p>※近年の共同利用施設の整備状況等を踏まえて推計。</p>	

		<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)</p>	<p>本税制措置を活用した共同利用施設の整備の促進により、生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生産性の向上が図られることにより、国民生活と密着し、地域経済の基盤である生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化が図られ、衛生的で質の高いサービスの提供や雇用情勢の改善に寄与することが見込まれる。 また、共同利用施設の整備による生産性向上の効果は、当該生活衛生同業組合等の営業者全体に波及し得ることから、本税制措置により、当該業界全体に対して政策効果が発現するものと考えられる。</p>
相 当 性		<p>当該要望項目 以外の税制上の 措置</p>	<p>本税制措置は共同利用施設の整備が対象であるが、併せて、一定の機械装置等を対象とする中小企業投資促進税制や少額減価償却資産の損金算入制度も活用して、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化を図る。</p>
		<p>予算上の措置等 の要求内容及び 金額</p>	<p>株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付における貸付計画額として必要な予算を確保する。</p>
		<p>上記の予算上の 措置等と要望項目 との関係</p>	<p>生活衛生関係営業者に対する貸付を行うことにより、本税制措置を活用した共同利用施設の整備をさらに促進し、経営基盤の安定・強化を図る。</p>
		<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>本税制措置は、生活衛生同業組合等が振興計画に基づく振興事業として共同利用施設事業を行う場合に適用されるものであり、振興計画は、厚生労働大臣の定める振興指針に基づき作成され、厚生労働大臣の認定を受けることから、適切な制度設計となっている。 また、本税制措置は、昭和54年の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正により、法律に位置づけられ、昭和55年に創設されたものであるが、今日において、大半が中小零細である生活衛生関係営業者が地域経済でその役割を果たすため、少子・高齢化、環境、節電、感染対策、物価高騰、衛生水準の向上等の課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。 本税制措置の近年の適用実績は0件であるが、今後、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、生活衛生同業組合等の財政状況が改善することで、本税制措置を活用した共同利用施設の整備が進み、協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生活衛生関係営業者の生産性の向上を図ることができる。 このため、本税制措置について引き続き存置する必要がある。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

	適用件数	減収額
平成30年度	0件	0円
令和元年度	0件	0円
令和2年度	0件	0円

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

令和2年度の適用実態調査結果
 ①租税特別措置法の条項：租税特別措置法第44条の3、第68の24条
 ②適用件数：0件
 ③適用額：0円

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

本税制措置の近年の適用実績は0件であるが、今後、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、生活衛生同業組合等の財政状況が改善することで、本税制措置を活用した共同利用施設の整備が進み、協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生活衛生関係営業者の生産性の向上が図られることにより、経営基盤の安定・強化が図られる。
 また、共同利用施設の整備による生産性向上の効果は、当該生活衛生同業組合等の営業者全体に波及し得ることから、本税制措置により、当該業界全体に対して政策効果が発現するものと考えられる。
 今日において、大半が中小零細である生活衛生関係営業者が地域経済でその役割を果たすため、少子・高齢化、環境、節電、感染対策、物価高騰、衛生水準の向上等の課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。

前回要望時の達成目標

生活衛生同業組合等における共同利用施設の拡大を通じて、経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じることが必要である。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

新型コロナウイルス感染症の影響等により、生活衛生関係営業者の経営状況は厳しく、生活衛生同業組合等の財政状況が悪化し、資金不足により共同利用施設の整備に至っていない。
 今後、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、生活衛生同業組合等の財政状況が改善することで、本税制措置を活用した共同利用施設の整備が進み、協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生活衛生関係営業者の生産性の向上が期待できる。
 また、株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の設備投資動向(2021年)」によれば、設備投資に意欲のある生活衛生関係営業者は一定数存在するため、これらの整備を共同利用施設として生活衛生同業組合等が実施することで、個々の営業者の経営基盤の安定・強化がより図られることが考えられる。
 これらを通じ、生活衛生関係営業者の業況判断DIが改善することが期待できるものである。

これまでの要望経緯

昭和55年：創設
 昭和57年～平成21年：期限切れごとに延長
 平成23年：特別償却割合を8%から6%に引き下げ
 平成25年：2年間の延長

	平成 27 年 : 取得価格要件 100 万円以上を設定 平成 29 年 : 取得価格要件を 200 万円以上に引き上げ 平成 31 年 : 2 年間の延長 令和 3 年 : 取得価格要件を 400 万円以上に引き上げ
--	--

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省社会・援護局 援護・業務課）

項目名	戦没者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置等の存続									
税目	所得税、印紙税、国税徴収法									
要望の内容	<p>戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号。以下「法」という。）に基づく戦没者等の妻に対する特別給付金（以下「特別給付金」という。）は、戦没者等の妻に対し、国として特別の慰藉を行うために支給している（10年償還の記名国債により交付。）。</p> <p>現行の特別給付金国債が令和5年10月に最終償還を迎えることから、令和5年度以降も特別給付金の支給を行えるよう法改正を行う予定であるが、従来の特別給付金制度においてとられていた</p> <p>① 特別給付金を標準として、租税その他の公課を課さない措置</p> <p>② 特別給付金に関する書類及び特別給付金国債を担保とする金銭の貸借に関する書類について、印紙税を課さない措置</p> <p>③ 特別給付金を受ける権利及び特別給付金として交付を受けた国債について、差押えを禁止する措置</p> <p>を存続することについて、要望する。</p> <p><関係条文></p> <p>○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）（抄）（差押えの禁止）</p> <p>第九条 特別給付金を受ける権利及び第四条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。</p> <p>（非課税）</p> <p>第十条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。</p> <p>2 特別給付金に関する書類及び第四条第一項に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。</p>									
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円								
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）								
（改正増減収額）	（	— 百万円）								

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>特別給付金は、先の大戦で一心同体である夫を失った大きな痛手がある上に、生計の中心を失ったことによる経済的困難とも闘ってこなければならなかった戦没者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために、戦没者等の妻に支給するもの。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>本特別給付金については昭和 38 年度から継続して支給されており、戦没者等の妻の精神的痛苦はこれまでと変わるところがなく、それに対して国として特別の慰藉を行う必要性には変わりがないことから、令和 5 年度以降も支給を継続する必要がある。</p> <p>また、法第 9 条及び第 10 条において、特別給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置を規定している。これは、慰藉を行うために適当とされた法定の額を満額受給できるようにすることで、戦没者等の妻に対して慰藉を行うという特別給付金の目的を果たすためのものである。</p> <p>非課税措置及び差押禁止措置を廃止すると、特別給付金に係る課税・差押えにより、支給対象者が法定額の満額受給出来なくなり、特別給付金の目的を果たすことが出来ない。</p> <p>したがって、施策並びに非課税措置及び差押禁止措置の存続が必要である。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>基本目標Ⅷ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉のサービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること</p> <p>施策大目標 3 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと</p> <p>施策目標 3-1 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと</p> <p>政策の達成目標 戦没者等の妻に対して、国として特別の慰藉を行う。</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間 ー</p> <p>同上の期間中の達成目標 ー</p> <p>政策目標の達成状況 戦没者等の妻に対して、特別給付金を支給することにより、国として特別の慰藉を行うという目標が達成されている。</p> <p>有効性</p> <p>要望の措置の適用見込み 今回発行する特別給付金国債の推計件数は、約 5.5 千件。</p> <p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) 特別給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置により、慰藉を行うために適当とされた法定の額を満額受給できるようにすることは、特別給付金の支給により、戦没者等の妻に対し、特別の慰藉を行うという政策目標の達成に必要であると見込まれる。</p>

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税でも同様の要望を行っている（個人住民税等）。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	令和5年度概算要求額 59 百万円（特別給付金の支給事務費）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置は、当該特別給付金の支給に要するものであり、本要望による非課税措置及び差押禁止措置実施の前提となる。
	要望の措置の妥当性	非課税措置及び差押禁止措置を講じ、特別給付金の法定額の満額を引き続き支給することは、戦没者等の妻に対して国として引き続き慰藉を行うという特別給付金の目的を達成することにつながる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	前回法改正（平成 25 年）以降の特別給付金に係る国債の発行件数は約 4.8 万件。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>特別給付金にかかる非課税措置等は、制度創設当初（昭和 38 年）より講じられてきている。</p> <p>※ 直近は平成 25 年度に要望。</p>	

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (**新設** ・ 拡充 ・ 延長)

(厚生労働省医政局医事課)

項目名	国家資格の職権による登録事項の変更に係る税制上の所要の措置										
税目	登録免許税										
要 望 の 内 容	<p>各国家資格の法令に定めている資格保有者の登録事項に変更があったときに、「国家資格等情報連携・活用システム」において、資格管理者が職権で登録事項を変更した場合、医師等の 22 資格 (※) に係る登録事項の変更を登録する際に課される登録免許税について、税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>(※) 令和 6 年度中に運用開始予定の「国家資格等情報連携・活用システム」の活用が決定している医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師の 21 資格及び活用を検討している衛生検査技師の計 22 資格。</p> <p>【関係条文】 登録免許税法 (昭和 42 年法律第 35 号) 第 5 条第 2 号、第 9 条、別表 1 第 32 号 登録免許税法施行令 (昭和 42 年政令第 146 号) 第 2 条 救急救命士法 (平成 3 年法律第 36 号) 第 8 条 言語聴覚士法 (平成 9 年法律第 132 号) 第 8 条 医師法施行令 (昭和 28 年政令第 382 号) 第 5 条 等</p>										
		<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(—	百万円)	(改正増減収額)	(—	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円									
(制度自体の減収額)	(—	百万円)									
(改正増減収額)	(—	百万円)									

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

医師等の国家資格では、各国家資格の法令において、免許保有者の籍簿を備え、免許に関する事項を登録することとされている。また、登録事項に変更があった場合、資格保有者は、資格管理者に対して、変更申請を行うこととされている。

令和6年度中に運用開始予定の「国家資格等情報連携・活用システム」では、住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバーによる情報連携により、資格管理者は、登録事項に対応する資格保有者の氏名・生年月日・住所・性別及び本籍地を入手できることとなる。今後、所要の法令改正を経て、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した情報連携により籍簿の既登録事項に変更があった事実を資格管理者が入手した場合に、当該資格管理者の職権による登録事項の変更を可能とすることにより、資格保有者の負担軽減及び手続の簡素化を図る。

(2) 施策の必要性

○ 医師等の国家資格等の登録や各種手続のデジタル化を推進するため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部が改正され、国家資格等の登録や登録事項の変更等の事務において、マイナンバーを利用し情報連携を行うことが可能となった。

○ また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえ、医師等の国家資格等について、デジタル社会形成整備法を踏まえ、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を進める必要がある。

○ 登録免許税法では、法令の規定により国の行政機関に備える名簿の登録事項について変更の登録を行う際に、登録免許税が課される資格がある。今後、所要の法令改正を経て、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した情報連携により資格管理者が把握した籍簿の既登録事項に係る変更を、職権により籍簿に反映させることができるようになる予定である。資格保有者の申請を伴わない登録事項の変更について登録免許税を課するのは不合理であることから、職権による登録事項の変更に係る登録免許税について税制上の所要の措置を講じる必要がある。

(※) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

(3) マイナンバー制度の利活用の推進

② 各種免許・国家資格等のデジタル化の推進

医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等に係る国家資格等については、デジタル社会形成整備法を踏まえた優先的な取組として、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を進め、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指す。

また、社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標XIV 国民生活の利便性の向上に関わる ICT 化を推進すること 施策大目標 1 デジタル政府・デジタル社会形成に向け、厚生労働分野における情報化を推進すること 施策目標 1-1 行政手続のオンライン化を推進すること
		政策の達成目標	今後、所要の法令改正を経て、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した情報連携により籍簿の既登録事項に変更があった事実を資格管理者が入手した場合に、当該資格管理者の職権による登録事項の変更を可能とすることにより、資格保有者の負担軽減及び手続の簡素化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	今後、所要の法令改正を経て、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した情報連携により資格管理者が把握した籍簿の既登録事項に係る変更を、職権により籍簿に反映させることができるようになる予定である。 資格保有者の申請を伴わない登録事項の変更について登録免許税を課すのは不合理であることから、職権による登録事項の変更に係る登録免許税について税制上の所要の措置を講じることにより、資格保有者の負担軽減及び手続の簡素化を図ることが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		今後、所要の法令改正を経て、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した情報連携により資格管理者が把握した籍簿の既登録事項に係る変更を、職権により籍簿に反映させることができるようになる予定である。 資格保有者の申請を伴わない登録事項の変更について登録免許税を課すのは不合理であることから、職権による登録事項の変更に係る登録免許税について税制上の所要の措置を講じることが妥当である。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>—</p>

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省保険局保険課）

項目名	出産育児一時金の支給額の見直しに伴う非課税措置等の拡充										
税目	所得税、国税徴収法										
<p>要 望 の 内 容</p>	<p>令和 4 年度に出産育児一時金の支給額を見直し、政令等を改正する場合において、令和 5 年度以降の出産育児一時金について、引き続き、健康保険法第 62 条等に基づく所得税の非課税措置等を講じる。</p> <p>健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（抄） （受給権の保護） 第 61 条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。 （租税その他の公課の禁止） 第 62 条 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。</p> <table border="1" data-bbox="874 833 1489 1003"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円									
（制度自体の減収額）	（—	百万円）									
（改正増減収額）	（—	百万円）									
<p>新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>（1）政策目的</p> <p>出産育児一時金は、健康保険法等に基づく保険給付として、被保険者またはその被扶養者が出産したとき、一定金額を支給することにより、出産に要する経済的負担の軽減を図るものである。</p> <p>この支給額については、令和 4 年度の「経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）」等において、出産費用の実態を踏まえた出産育児一時金の増額に向けた検討を行うこととされており、出産費用の実態等に関する調査研究の結果等を踏まえ、社会保障審議会医療保険部会において検討することとしている。</p> <p>出産育児一時金を含めた保険給付は、健康保険法第 62 条等に基づき非課税等となっているが、当該検討の結果、出産育児一時金の支給額を見直す場合には、併せて税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>出産育児一時金を含めた保険給付は、「生活の保障または生活の安定を図るために支給されるもの」であることから、非課税等となっているものであり、その支給額を見直す場合であっても、引き続き、非課税措置等を講じる必要がある。</p>										

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
		政策の達成目標	出産育児一時金の支給を通じて、妊婦が安心・安全に出産できる環境整備を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	出産育児一時金を含めた保険給付は、「生活の保障または生活の安定を図るために支給されるもの」であることから、非課税等となっているものであり、その支給額を見直す場合であっても、引き続き、非課税措置等を講じる必要がある。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>令和3年度に同様の税制改正要望を行った。</p>	

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（厚生労働省職業安定局雇用開発企画課）

項目名	駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長等	
税目	所得税、国税徴収法	
要望の内容	<p>【制度の概要】 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和 33 年法律第 158 号。以下「駐留軍法」という。）第 10 条の 3 及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和 52 年法律第 94 号。以下「漁臨法」という。）第 6 条の 3 の規定に基づき、駐留軍関係離職者及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号。以下「労推法」という。）第 18 条に規定する職業転換給付金が支給されている。</p> <p>また、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号）第 12 条において、政府は、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために実施された漁船の隻数の縮減に伴い離職を余儀なくされた者の就職を促進するため、就職のあっせん、職業訓練の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする規定されており、かかる措置として、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号。以下「労推法施行規則」という。）附則第 2 条の規定に基づき、当該離職を余儀なくされた者のうち、船員以外の職に再就職しようとする者（以下「労推法施行規則附則第 2 条に規定する漁業離職者」という。）に対して、労推法第 18 条に規定する職業転換給付金が支給されている。</p> <p>そして、労推法第 18 条の規定に基づくこれらの者に対する職業転換給付金の支給については、同法第 21 条において、当該給付金を受ける権利は差押えが禁止されており、また、同法第 22 条において、当該給付金を標準として租税その他の公課を課することが禁止されている。</p> <p>駐留軍法の有効期限は令和 5 年 5 月 16 日、漁臨法及び労推法施行規則附則第 2 条の規定に基づく職業転換給付金の支給の有効期限は同年 6 月 30 日とされているところ、今後も国際情勢の変化等に伴い、駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び労推法施行規則附則第 2 条に規定する漁業離職者が発生することなどが予想されることから、それぞれの有効期限を延長するための法改正及び省令改正を行う予定であり、有効期限延長後も、この離職者に対して支給する職業転換給付金について、引き続き非課税措置等を存続させることとしたい。また、実態に即した支援を行う観点から、職業転換給付金の支給対象となる漁業離職者が従事する漁業として、同条に規定する中型いか釣り漁業の定義の拡充に伴う非課税措置等も講じることとしたい。</p> <p>【関係条文】 駐留軍関係離職者等臨時措置法第 10 条の 3 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法第 6 条の 3 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第 6 条及び第 12 条から第 14 条まで 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令第 6 条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金に関する政令第 1 条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則第 6 条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令第 1 条 労推法第 18 条、第 21 条及び第 22 条 労推法施行規則附則第 2 条から第 6 条まで</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲ 1 百万円 (- 百万円)
	(改正増減収額)	(- 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>就職が困難な状況にある駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び労推法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対しては、その有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進するために職業転換給付金を支給しているところであり、この目的を十分に達成するために、当該給付金について非課税措置等を講じている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>職業転換給付金の支給については、就職が困難な状況にある者の最低生活を保障するものであり、同給付金を課税・差押えの対象とした場合、支給目的が著しく減殺されることとなる。このため、駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び労推法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等は必要不可欠である。</p> <p>また、今般の中型イカ釣り漁業における減船により生じる漁業離職者の最低生活を保障し、かつ就職を容易にするために、中型いか釣り漁業の定義の拡充に伴う非課税措置等も必要である。</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅴ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策目標1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>
<p>政策の達成目標</p>		<p>就職が困難な状況にある駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び労推法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。</p>	
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>		<p>駐留軍法については令和10年5月16日までの5年間、漁臨法及び労推法施行規則附則第2条の規定に基づく職業転換給付金の支給については令和10年6月30日までの5年間、それぞれ延長する予定。</p>	
<p>同上の期間中の達成目標</p>		<p>就職が困難な状況にある駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び労推法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。</p>	

	政策目標の達成状況	平成30年度から令和3年度までの4年間において、駐留軍関係離職者に対する就職促進手当の支給は累計で21,115千円(162,421人日)であり、求職活動の促進とその生活の安定を図るための措置を講じた。
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、米海兵隊のグアム移転など国内の米軍施設の大規模な移転・返還等により、駐留軍関係者離職者が発生する恐れがある。 また、ウクライナ情勢によるロシア連邦政府との漁業交渉の先行きの不透明さ等により、漁業離職者が発生する恐れがある。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	地方税についても、駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び労推法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対して支給される職業転換給付金に係る個人住民税の非課税措置、事業所税に係る課税標準の特例措置等の延長等を要望している。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	職業転換給付金の支給については、就職が困難な状況にある者の最低生活を保障するものであり、同給付金を課税・差押えの対象とした場合、支給目的が著しく減殺されることとなる。 したがって、駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び労推法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対して支給する職業転換給付金については、引き続き非課税措置等を講ずることが妥当である。 また、今般の中型イカ釣り漁業における減船により生じる漁業離職者の最低生活を保障し、かつ就職を容易にするために、中型いか釣り漁業の定義の拡充に伴う非課税措置等も必要である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

○駐留軍関係離職者に対する就職促進手当の支給実績
 平成 30 年度 17,588 千円 (3,036 人日)
 令和 元 年度 1,854 千円 (148,040 人日)
 令和 2 年度 153 千円 (10,515 人日)
 令和 3 年度 1,520 千円 (830 人日)

○国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対する就職促進手当の支給実績
 平成 30 年度 実績なし
 令和 元 年度 実績なし
 令和 2 年度 実績なし

令和 3 年度 実績なし

○労推法施行規則附則第 2 条に規定する漁業離職者に対する就職促進手当の支給実績
 平成 30 年度 実績なし
 令和 元 年度 実績なし
 令和 2 年度 実績なし
 令和 3 年度 実績なし

※職業転換給付金のうち、就職促進手当以外の給付金の支給実績はなし

※漁業離職者については、近年は支給対象者が発生していないが（直近は労推法施行規則附則第 2 条に規定する漁業離職者に対する就職促進手当の支給実績 8,972 千円）、今後は、ウクライナ情勢によるロシア連邦政府との漁業交渉の先行きが不透明等の事情により、支給対象者が発生する可能性がある。

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

—

租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）

—

前回要望時の達成目標

就職が困難な状況にある駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び労推法施行規則附則第 2 条に規定する漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 年間に於いて、駐留軍関係離職者に対する就職促進手当の支給は累計で 21,115 千円（162,421 人日）であり、求職活動の促進とその生活の安定を図るための措置を講じた。

これまでの要望経緯

平成 25 年 延長要望
 平成 30 年 延長要望

令和 5 年度 税制改正要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(厚生労働省年金局企業年金・個人年金課)

項目名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長		
税目	法人税		
要望の内容	<p>企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金）の積立金に対する特別法人税について、これらの普及を図るため、及び健全な運営を確保するため、政府税制調査会において議論が行われる老後の生活等に備える資産形成に係る税制の包括的な見直しに併せて撤廃を行う。また、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置の延長を行う。</p> <p>(参照条文) 法人税法第 7 条、第 9 条、第 83 条、第 84 条、第 87 条、第 145 条の 2、第 145 条の 3 及び第 145 条の 4 地方税法第 51 条第 1 項及び第 314 条の 4 第 1 項、地方法人税法第 10 条 租税特別措置法第 68 条の 5</p>		
容		平年度の減収見込額	－ 百万円
		(制度自体の減収額)	(－ 百万円)
		(改正増減収額)	(－ 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>企業年金・個人年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度であり、また、勤労者財産形成給付金・基金制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図るための制度であり、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、これらの充実を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>企業年金等に関する税制は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は積立金に特別法人税課税（課税凍結中）、給付時は課税（公的年金等控除及び退職所得控除等の対象）となっている。</p> <p>そうした中で特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し（特に、個人が運用指図を行う確定拠出年金では、個人ごとに区分された資産額が減少することとなる。）、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響があることから、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。このため、運用時の特別法人税課税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長し、企業年金等の健全な育成及び適正な運営を図る必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 非正規雇用労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること</p> <p>施策大目標3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること</p> <p>施策目標3-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること</p> <p>基本目標Ⅹ 高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること</p> <p>施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p> <p>施策目標1-2 高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること</p>
		政策の達成目標	企業年金・個人年金制度の充実・普及を図ることにより、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図るとともに、勤労者の財産形成を促進することにより、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望
		同上の期間中の達成目標	企業年金・個人年金制度の充実・普及を図ることにより、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図るとともに、勤労者の財産形成を促進することにより、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定を図る。
		政策目標の達成状況	—
		有効性	要望の措置の適用見込み
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）		企業年金等の積立金の確保ないし普及の促進により、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保が図られるとともに、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。
	相当性		当該要望項目以外の税制上の措置

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p>	
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>	
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>企業年金等の積立金の確保ないし普及の促進により、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保が図られるとともに、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p> <p>—</p>	
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p>—</p>	
		<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p> <p>—</p>	
		<p>前回要望時の達成目標</p> <p>—</p>	
		<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> <p>—</p>	
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度及び令和 2 年度税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望し、平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度及び令和 2 年度において、課税停止が延長されている。</p>	

令和5年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課）

項目名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長							
税目	所得税（租税特別措置法第10条、租税特別措置法施行令第5条の3、 租税特別措置法施行規則第5条の6） 法人税（租税特別措置法第42条の4、 租税特別措置法施行令第27条の4、 租税特別措置法施行規則第20条）							
要望の内容	<p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>具体的には、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、投資インセンティブが効果的に働くよう見直しを行うとともに、オープンイノベーションの促進を図るための制度の見直し等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般型のインセンティブ強化 ○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ ○サービス開発の要件の見直し ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長（2年間延長（令和6年度末まで）） ○試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長（2年間延長（令和6年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が9.4%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長（2年間延長（令和6年度末まで）） ○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加等 <table border="1" data-bbox="874 1182 1484 1348"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>（精査中）百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（▲505,300百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（▲24,000百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額	（精査中）百万円	（制度自体の減収額）	（▲505,300百万円）	（改正増減収額）	（▲24,000百万円）
平年度の減収見込額	（精査中）百万円							
（制度自体の減収額）	（▲505,300百万円）							
（改正増減収額）	（▲24,000百万円）							

(1) 政策目的

我が国の研究開発投資総額（令和2年度：19.2兆円）の約7割（同：13.8兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。

(2) 施策の必要性

我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約7割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。

しかしながら我が国は、長年主要国中第1位であった研究開発投資の対GDP比率で平成21年度に韓国に抜かれ、主要国中第2位であった民間の研究開発投資額でも平成22年度に中国に抜かれ、後塵を拝している。また、リーマンショック後、足許における主要国の研究開発投資伸び率を比較すると、我が国の伸び率は他国と比較して最も低く、大きな危機感を持たざるを得ない状況である。

一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。

また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。

革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。

こうした中、科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕において、2021年度から2025年度までの5年間で、官民合わせた研究開発投資の総額約120兆円を達成することが目標として定められた。このような高い目標を達成するためには、我が国の研究開発投資総額の約7割を担う民間企業の研究開発投資を促していくことが重要。そのためにも、研究開発投資を増加する企業に対して、より一層のインセンティブを付与していくような制度設計が必要である。

加えて、産業全体が成熟しつつある我が国において、今後もイノベーションを起し続けていくためには、大企業とスタートアップのオープンイノベーションを促すことが重要である。すなわち、「大企業にとっては新技術を取り込むことで新陳代謝が促され、更なる成長を見込むことができる」、「スタートアップにとっては大規模な経営資源を活用することで効率的な経営と事業の拡大が期待できる」ことから、オープンイノベーションは双方にとって非常に有意義であると言える。しかし、我が国においては、海外の主要国と比べても、大企業とスタートアップのオープンイノベーションが十分に進んでいるとは言い難い状況であり、オープンイノベーションがより促進させるような制度に見直していく必要がある。

新設・拡充又は延長を必要とする理由

<p style="text-align: center;">今 回 の 要 望 （ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連 す る 事 項</p>	<p style="text-align: center;">合 理 性</p>	<p style="text-align: center;">政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け</p>	<p>基本目標ⅩⅢ 国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること</p> <p>施策大目標 2 研究を支援する体制を整備すること</p> <p>施策目標 2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること</p> <p>○ 科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕</p> <p>第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化</p> <p>1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化</p> <p>(b) あるべき姿とその実現に向けた方向性</p> <p>【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約30兆円 ・ 2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約120兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）〔令和4年6月7日閣議決定〕</p> <p>第2章 新しい資本主義に向けた改革</p> <p>1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野</p> <p>(2) 科学技術・イノベーションへの投資</p> <p>～略～研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。～略～</p> <p>(3) スタートアップ（新規創業）への投資</p> <p>～略～ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創業ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技術の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。～略～</p> <p>○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画〔令和4年6月7日閣議決定〕</p> <p>Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資</p> <p>2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資</p> <p>～略～民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。</p> <p>～略～</p> <p>その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。</p> <p>3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進</p> <p>(2) 付加価値創造とオープンイノベーション</p> <p>②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し</p> <p>～略～スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。</p>
--	--	--	--

○ 激変する世界・日本における今後の中小企業政策の方向性—成長に向けた自己変革に挑戦し、地域を支える中小企業が「成長と分配の好循環」をリードする—〔令和4年6月22日中小企業政策審議会 総会〕
第4章

(略) 世界や日本が構造変化に直面する中、日本経済全体のパフォーマンスを向上させ、「成長と分配の好循環」を実現する上でも、また、新たな価値観や地政学リスクに対応するサプライチェーンを構築する上でも、中小企業・小規模事業者が本来持つ強み(分厚い構造、イノベーションに適した特性等)を發揮し、成長・生産性向上を目指していくことが重要である。(略) こうした企業が成長志向に変革していき、一者でも多くの中小企業・小規模事業者が成長志向になることを目指して、政策支援を展開していきたい。

政策の達成目標

官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。
(政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)

租税特別措置の適用又は延長期間

- 一般型のインセンティブを強化
 - オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ
 - サービス開発の要件の見直し
 - オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加
- (以上、適用期限の定めなし)
- 一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長
 - 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置
 - 中小企業者等について、試験研究費が9.4%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み

(以上、令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間))

同上の期間中の達成目標

官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。

政策目標の達成状況

○ 公共機関等における研究開発投資は増加したものの、企業における投資は減少したことから、研究開発投資の総額は減少している。

研究主体別研究費の推移(億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)
総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7
企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4
非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4
大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1

(出典：総務省「科学技術研究調査」)

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○令和5年度適用件数見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般型 3,698件／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,091件／事業年度 ・オープンイノベーション型 692件／事業年度 																																			
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>経済波及効果の試算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度減収額 5,053億円 ↓ 研究開発税制等による研究開発投資押し上げ効果 ・研究開発税制等の研究開発投資押し上げ効果：5,851億円 ・令和2年度～令和12年度までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：3兆5,093億円 <p>(出典：経済産業省「令和3年度産業技術調査事業(研究開発税制の今後の在り方に関する調査)」)</p> <p>研究論文(Kasahara et al. (2014))によれば、2003年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。</p> <p>以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。</p>																																			
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし																																			
	予算上の措置等の要求内容及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定																																			
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p> <p>民間研究開発投資に対する政府支援の対民間研究開発比率(2019)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>研究開発税制</th> <th>補助金等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>9.98%</td> <td>2.05%</td> <td>12.03%</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>11.37%</td> <td>12.33%</td> <td>23.70%</td> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>33.01%</td> <td>8.14%</td> <td>41.15%</td> </tr> <tr> <td>独国</td> <td>0.00%</td> <td>6.97%</td> <td>6.97%</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td>28.39%</td> <td>11.09%</td> <td>39.48%</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>12.23%</td> <td>16.50%</td> <td>28.73%</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>6.85%</td> <td>5.65%</td> <td>12.50%</td> </tr> <tr> <td>7カ国平均</td> <td>14.55%</td> <td>8.96%</td> <td>23.51%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：OECD Main Science and Technology Indicators)</p>		研究開発税制	補助金等	合計	日本	9.98%	2.05%	12.03%	米国	11.37%	12.33%	23.70%	英国	33.01%	8.14%	41.15%	独国	0.00%	6.97%	6.97%	仏国	28.39%	11.09%	39.48%	韓国	12.23%	16.50%	28.73%	中国	6.85%	5.65%	12.50%	7カ国平均	14.55%	8.96%
	研究開発税制	補助金等	合計																																		
日本	9.98%	2.05%	12.03%																																		
米国	11.37%	12.33%	23.70%																																		
英国	33.01%	8.14%	41.15%																																		
独国	0.00%	6.97%	6.97%																																		
仏国	28.39%	11.09%	39.48%																																		
韓国	12.23%	16.50%	28.73%																																		
中国	6.85%	5.65%	12.50%																																		
7カ国平均	14.55%	8.96%	23.51%																																		

		<p>※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act (RAA) を 2019 年可決、2020 年 1 月から施行。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。</p> <p>研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和 3 年度税制改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。</p> <p>しかしながら、2021 年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする」ことが目標として示されており、これを達成するためには、今まで以上のスピードで、研究開発投資を増加させていくことが必要な状況となっており、インセンティブをさらに強化し、民間の研究開発投資を後押ししていく。</p> <p>大企業とスタートアップの委託・共同研究を促すことは、大企業にとっては、新しい技術・アイデアを取り込むことにつながり、新領域への研究開発投資の機会を生み出すことにつながる。また、スタートアップにとっては、大企業の経営資源を活用することで、成長のスピードを加速化することができ、その成長過程で多額の研究開発投資を行うことができる。</p> <p>そのため、大企業のスタートアップとの委託・共同研究を支援するオープンイノベーション型を、より使いやすい制度に見直すことは、我が国の研究開発投資を増やすことに効果的であり、政府目標の達成を目指す上で妥当であると考えられる。</p> <p>① 減収額実績（うち、資本金 1 億円以下の法人分）</p> <p><一般型></p> <p>平成 30 年度 5,751 億円 (57 億円) 令和 元年度 5,192 億円 (101 億円) 令和 2 年度 4,737 億円 (132 億円)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制></p> <p>平成 30 年度 357 億円 (357 億円) 令和 元年度 287 億円 (286 億円) 令和 2 年度 208 億円 (206 億円)</p> <p><高水準型></p> <p>平成 30 年度 23 億円 (1.2 億円) 令和 元年度 6.7 億円 (0.3 億円) 令和 2 年度 -1 億円 (-1 億円)</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>平成 30 年度 84 億円 (3.7 億円) 令和 元年度 88 億円 (4.0 億円) 令和 2 年度 108 億円 (4.5 億円)</p> <p>② 適用事業者数（うち、資本金 1 億円以下の法人分）</p> <p><一般型></p> <p>平成 30 年度 3,822 法人 (1,017 法人) 令和 元年度 3,598 法人 (1,010 法人) 令和 2 年度 3,504 法人 (1,024 法人)</p>

		<p><中小企業技術基盤強化税制> 平成30年度 5,690 法人 (5,674 法人) 令和元年度 5,478 法人 (5,463 法人) 令和2年度 5,164 法人 (5,148 法人)</p> <p><高水準型> 平成30年度 149 法人 (110 法人) 令和元年度 96 法人 (79 法人) 令和2年度 -法人 (-法人)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成30年度 580 法人 (283 法人) 令和元年度 554 法人 (254 法人) 令和2年度 562 法人 (281 法人) (出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>※前回要望時（令和3年度税制改正要望時）における令和2年度の総額型、中小企業技術基盤強化税制の減収見込額及び適用見込事業者数は、別紙に記載。</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 租税特別措置法の条項 42条の4 ②令和2年度適用件数（うち、資本金1億円以下の法人分） (1) 一般型：3,504 法人 (1,024 法人) (2) 中小企業技術基盤強化税制：5,164 法人 (5,148 法人) (3) オープンイノベーション型：562 法人 (281 法人) ③令和2年度適用額（うち、資本金1億円以下の法人分） (1) 一般型：4,737 億円 (132 億円) (2) 中小企業技術基盤強化税制：208 億円 (206 億円) (3) オープンイノベーション型：108 億円 (4.5 億円)
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	○企業の研究開発費の推移（うち、資本金1億円未満の企業分） 平成26年度 135,864 億円 (5,141 億円) 平成27年度 136,857 億円 (4,404 億円) 平成28年度 133,183 億円 (4,357 億円) 平成29年度 137,989 億円 (3,955 億円) 平成30年度 142,316 億円 (3,809 億円) 令和元年度 142,121 億円 (4,077 億円) 令和2年度 138,608 億円 (4,261 億円) (出典：総務省「科学技術研究調査」)
	前回要望時の達成目標	次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和2年度の民間企業の研究開発投資は、対GDP比2.59%となっている（総務省「科学技術研究調査」）
これまでの要望経緯		昭和42年度 創設 増加した試験研究費の25%税額控除 昭和43年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分……………25%税額控除 昭和49年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分……………25%税額控除 昭和51年度 縮減 増加した試験研究費の20%税額控除 昭和60年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設

	<p>中小企業技術基盤強化税制の創設</p> <p>昭和 63 年度 拡充 特定株式の取得価額の 20%を増加試験研究費として特別加算</p> <p>平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設)</p> <p>平成 6 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設)</p> <p>平成 7 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加)</p> <p>平成 9 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加)</p> <p>平成 11 年度 拡充 比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改組。 特別税額控除限度額を当期の法人税額の 12%相当額(特別試験研究の額がある場合には、その支出額の 15%相当額を加算することとし、当期の法人税額の 14%相当額)に変更。</p> <p>縮減 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止。</p> <p>平成 13 年度 拡充 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を追加。</p> <p>縮減 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。</p> <p>平成 15 年度 拡充 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度(総額型)の創設。</p> <p>平成 18 年度 拡充 試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。</p> <p>縮減 税額控除率の 2%上乗せ措置の廃止。</p> <p>平成 20 年度 拡充 試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度(増加型)の創設。 売上高の 10%を超える額×一定比率を税額控除する制度(高水準型)の創設。</p> <p>平成 21 年度 拡充 産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。</p> <p>拡充 (経済対策)総額型等について①控除上限の引上げ(20%→30%)、②税額控除限度超過額の平成 23、24 年度への繰越控除を措置(22 年度末まで)。</p> <p>平成 22 年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長(23 年度末まで)。</p>
--	--

平成 23 年度	縮減	総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げる措置について、適用期限延長せず。
	延長	(平成 23 年 6 月再つなぎ法) 総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げる措置を延長 (23 年度末まで)。
平成 24 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長 (25 年度末まで)。
平成 25 年度	拡充	総額型の控除上限の引上げ (20%→30%) (26 年度末まで)
平成 26 年度	拡充	増加型・高水準型の適用期限を 3 年間延長 (28 年度末まで) 増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み (最大 30%まで) に改組。
平成 27 年度	拡充	総額型と特別試験研究費税額控除制度 (OI 型) をあわせ、控除上限を 30% (総額型 25%、OI 型 5%) にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。 OI 型について、①控除率の引上げ (12%→20%/30%)、②対象費用の拡大 (中小企業者等からの知財権の使用料の追加)。
	縮減	繰越控除制度の廃止。
平成 29 年度	拡充	増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率変動する仕組みを導入 (控除率の一部は 30 年度末まで)。 売上高試験研究費割合が 10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入 (30 年度末まで)。 中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入 (30 年度末まで)。 試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。 OI 型の要件を緩和。
	延長	高水準型の適用期限を 2 年間延長 (30 年度末まで)。
令和 元年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ (5%→10%)、支援対象の拡大及び一部控除率の引上げ 総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。 高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設 (令和 2 年度末まで)。 ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。
	延長	控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長 (令和 2 年度末まで)
令和 3 年度	拡充	一般型 (総額型から改名) の控除上限を 25%

	<p>から 30%に引き上げ（2年間） ※2020年2月1日より前に終了する事業年度と比較し一定の要件を満たした場合。 一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。 自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。 特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。</p> <p>縮減 特別試験研究費について、50万円超の共同研究に限定。</p> <p>延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和4年度末まで）</p>
--	---

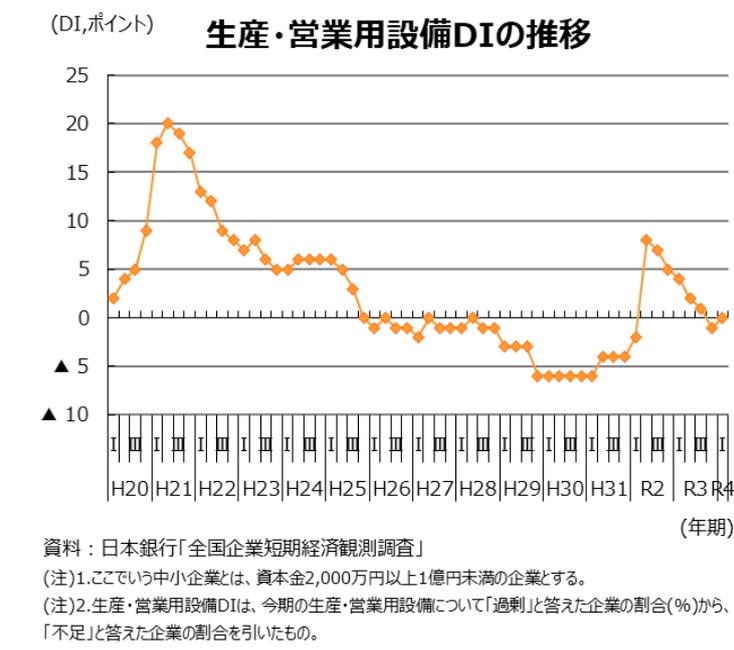
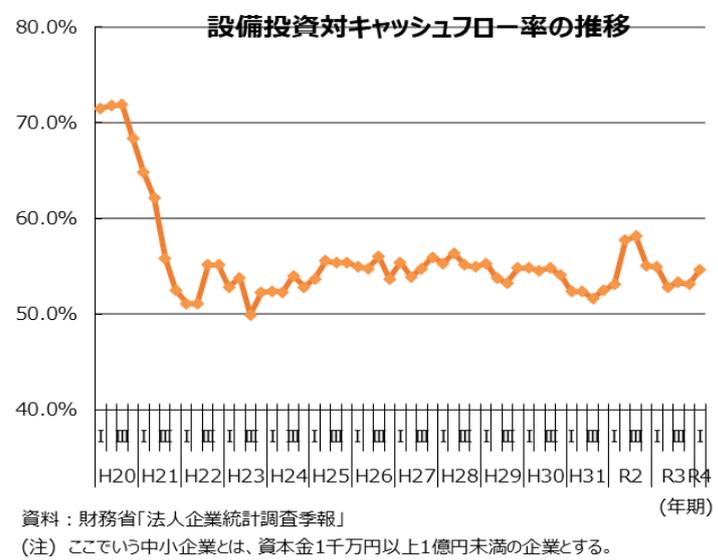
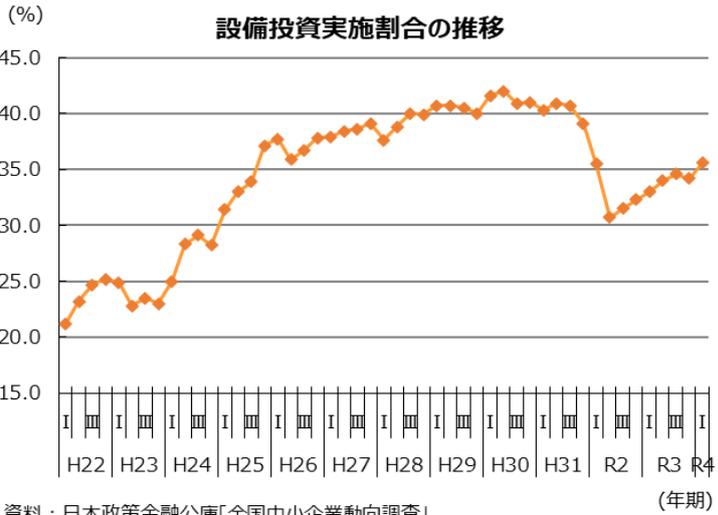
令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課）

項 目 名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長	
税 目	所得税、法人税	
要 望 の 内 容	<p>適用期限を 2 年間延長する。</p> <p>所得税 租税特別措置法第 10 条の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 5 租税特別措置法施行規則第 5 条の 8</p> <p>法人税 租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 6、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 3</p>	
	平年度の減収見込額	－ 百万円
	（制度自体の減収額）	（▲46,300 百万円）
	（改正増減収額）	（－ 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。</p> <p>物価高・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の収益環境は悪化している。生産性を向上させ、賃上げを行い、経済の好循環を進めるためにも、設備投資を促進する必要があるところ、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ設備投資がまだ十分回復していない状況にある。</p> <p>このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、特別償却等の税制上の強力な支援を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標5-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p> <p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日） 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 （1）人への投資と分配</p> <p>（賃上げ・最低賃金） 今年、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。 このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組</p>

			<p>み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。</p> <p>また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が 1000 円以上となることを目指し、引上げに取り組む。</p> <p>(3) 多極化・地域活性化の推進</p> <p>(中堅・中小企業の活力向上)</p> <p>地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の生産性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。</p> <p>具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5 ポイント程度の水準を維持する。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5 ポイント程度の水準を維持する。</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響についても、感染症拡大当初の2年前と比較すると、最近では、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは言えず、また、昨今の物価高・資源高等によるコストプッシュ・インフレの影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。</p>



有効性	要望の措置の適用見込み	<p>(適用期間内における適用件数見込み)</p> <p>令和5年度 49,060件 令和6年度 49,060件 ※令和2年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(内航船舶以外はファイナンス・リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり(令和4年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。</p> <p>中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(内航船舶以外はファイナンス・リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して支援を行うべく、制</p>

		度設計がなされている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】</p> <p>平成30年度：54,634件 令和元年度：53,930件 令和2年度：49,060件</p> <p>【減収額】</p> <p>平成30年度：573億円 令和元年度：550億円 令和2年度：463億円</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>租税特別措置法の条項：第42条の6、第68条の11</p> <p>適用件数：特別償却 22,894件 税額控除 26,166件</p> <p>適用額：特別償却 1,999億円 税額控除 163億円</p> <p>※令和2年度の適用状況</p>
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。</p> <p>令和3年度に中小企業庁が実施した委託調査を活用し、令和4年5月に、細野薫氏、布袋正樹氏、宮川大介氏によって、中小企業向け設備投資税制の因果効果についてのディスカッションペーパーが公表※されている。</p> <p>※公表ページ 独立行政法人経済産業研究所ホームページ ノンテクニカルサマリー「中小企業向け設備投資税制の因果効果」 https://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/22e048.html</p> <p>同ディスカッションペーパーでは、「2014年度に生産性向上設備に対する租税誘因として導入された税制優遇措置(中小企業投資促進税制の上乗せ措置、2017年度に中小企業経営強化税制に改組)」について「制度利用中小企業の設備投資比率の変動を中小企業に比較的資本金規模の近い大企業(資本金1億円超10億円以下)と比較した」ところ、「制度利用開始年度を中心に設備投資比率が比較対象企業に比べて上昇していることが分かる。つまり、制度を利用した中小企業を類似企業と比較した場合には、設備投資優遇税制が設備投資を後押しした効果が確認」されたと示している。</p> <p>このように、経営強化税制の前身制度において一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p>

	<p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が ±5ポイント程度の水準を維持する。</p>
<p>前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由</p>	<p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響についても、感染症拡大当初の2年前と比較すると、最近は、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは言えず、また、昨今の物価高・資源高等の影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。</p> <p>これまでの 要望経緯</p> <p>平成10年度 「総合経済対策」（平成10年4月）に伴う措置として創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量8トﾝ以上→3.5トﾝ以上）</p> <p>平成12年度 1年間の延長（平成13年5月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長（平成14年3月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成14年度 2年間の延長（平成16年3月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ</p> <p>平成16年度 2年間の延長（平成18年3月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ</p> <p>平成18年度 2年間の延長（平成20年3月末までの適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加）</p> <p>平成20年度 2年間の延長（平成22年3月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成22年度 2年間の延長（平成24年3月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成24年度 2年間の延長（平成26年3月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）</p> <p>平成26年度 3年間の延長（平成29年3月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充）</p> <p>平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長（平成31年3月末までの適用期間の延長）</p> <p>令和元年度 2年間の延長（令和3年3月末までの適用期間の延長）</p> <p>令和3年度 2年間の延長（令和5年3月末までの適用期間の延長）、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。</p>

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課）

項目名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の見直し及び延長		
税目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	<p>円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナ禍の中で、中小企業の生産性向上やDXに資する投資をメリハリの効いた形で後押しするための所要の措置を講じ、適用期限を2年間延長する。</p> <p>所得税 租税特別措置法第10条の5の3 租税特別措置法施行令第5条の6の3 租税特別措置法施行規則第5条の11</p> <p>法人税 租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の9</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	(精査中) 百万円 (▲76,800 百万円) (ー 百万円)	

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。</p> <p>円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響で、中小企業の収益環境は悪化している。生産性を向上させ、賃上げを行い、経済の好循環を進めるためにも、設備投資を促進する必要があるところ、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ設備投資がまだ十分回復していない状況にある。</p> <p>このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、中小企業の生産性向上やDXに資する投資をメリハリの効いた形で後押しするための所要の措置を講じ特別償却等の税制上の強力な支援を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標5-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p> <p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日） 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (1) 人への投資と分配 (賃上げ・最低賃金) 今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。 このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。 また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細</p> <p>合理性 政策体系における政策目的の位置付け</p>

		<p>やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が 1000 円以上となることを目指し、引上げに取り組む。</p> <p>(3) 多極化・地域活性化の推進 (中堅・中小企業の活力向上) 地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の生産性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。</p>																																																			
	政策の達成目標	中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。																																																			
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 (2 年間)																																																			
	同上の期間中の達成目標	中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。																																																			
	政策目標の達成状況	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により設備投資が令和 2 年度に大きく減少。令和 3 年度もほぼ横ばいであり、今後も、円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響で、先行きが不透明な状況。</p> <p>(兆円)</p> <p style="text-align: center;">設備投資額の推移 (年間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>大企業 (兆円)</th> <th>中小企業 (兆円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2006</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2007</td><td>39.0</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>2008</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2009</td><td>30.0</td><td>9.1</td></tr> <tr><td>2010</td><td>25.0</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>2011</td><td>25.0</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>2012</td><td>25.0</td><td>9.2</td></tr> <tr><td>2013</td><td>25.0</td><td>9.0</td></tr> <tr><td>2014</td><td>26.0</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>2015</td><td>28.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2016</td><td>29.0</td><td>11.3</td></tr> <tr><td>2017</td><td>30.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2018</td><td>32.0</td><td>11.2</td></tr> <tr><td>2019</td><td>34.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2020</td><td>33.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2021</td><td>31.0</td><td>10.8</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：財務省「法人企業統計調査年報」 (注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。</p>	年	大企業 (兆円)	中小企業 (兆円)	2006	37.0	12.9	2007	39.0	14.3	2008	37.0	12.9	2009	30.0	9.1	2010	25.0	9.6	2011	25.0	9.4	2012	25.0	9.2	2013	25.0	9.0	2014	26.0	9.8	2015	28.0	10.7	2016	29.0	11.3	2017	30.0	11.4	2018	32.0	11.2	2019	34.0	11.4	2020	33.0	10.7	2021	31.0	10.8
年	大企業 (兆円)	中小企業 (兆円)																																																			
2006	37.0	12.9																																																			
2007	39.0	14.3																																																			
2008	37.0	12.9																																																			
2009	30.0	9.1																																																			
2010	25.0	9.6																																																			
2011	25.0	9.4																																																			
2012	25.0	9.2																																																			
2013	25.0	9.0																																																			
2014	26.0	9.8																																																			
2015	28.0	10.7																																																			
2016	29.0	11.3																																																			
2017	30.0	11.4																																																			
2018	32.0	11.2																																																			
2019	34.0	11.4																																																			
2020	33.0	10.7																																																			
2021	31.0	10.8																																																			
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>(適用期間内における適用件数)</p> <p>令和 3 年度 23,079 件 令和 4 年度 23,079 件</p> <p>※令和 2 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計</p>																																																			

		<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)</p>	<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（令和4年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
相当性		<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できることとされている。</p>
		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>—</p>
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>—</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【適用件数】 平成30年度：26,469件 令和元年度：26,159件 令和2年度：23,079件</p> <p>【減収額】 平成30年度：1,063億円 令和元年度：975億円 令和2年度：768億円</p>
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>租税特別措置法の条項：第42条の12の4、第68条の15の5 適用件数：（特別償却）15,742件 （税額控除）7,337件 適用額：（特別償却）4,742億円 （税額控除）96億円 ※令和2年度の適用状況</p>
<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>アンケート結果によると、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち半数以上の企業が、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したとしている。</p> <p>令和3年度に中小企業庁が実施した委託調査を活用し、令和4年5月に、細野薫氏、布袋正樹氏、宮川大介氏によって、中小企業向け設備投資税制の因果効果についてのディスカッションペーパーが公表※されている。</p> <p>※公表ページ 独立行政法人経済産業研究所ホームページ ノンテクニカルサマリー「中小企業向け設備投資税制の因果効果」 https://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/22e048.html</p> <p>同ディスカッションペーパーでは、「2014年度に生産性向上設備に対する租税誘因として導入された税制優遇措置（中小企業投資促進税制の上乗せ措置、2017年度に中小企業経営強化税制に改組）について「制度利用中小企業の設備投資比率の変動を中小企業に比較的資本金規模の近い大企業（資本金1億円超10億円以下）と比較した」ところ、「制度利用開始年度を中心に設備投資比率が比較対象企業に比べて上昇していることが分かる。つまり、制度を利用した中小企業を類似企業と比較した場合には、設備投資優遇税制が設備投資を後押しした効果が確認」されたこと示している。</p> <p>このように、経営強化税制の前身制度において一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中小企業の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達している</p>	<p>令和3年度における中小企業者等の設備投資は11兆円（四半期で3兆円）となっている。 設備投資は増加傾向にあったが、令和2年以降新型コロナウイルス感染症の影響により、経済は大きく落ち込み、設備投資も減少した。</p>

	ない場合の理由	新型コロナウイルスの影響から日本経済は回復しつつあるものの、規模や業種により、回復の程度は異なっている。また、円安・資源高等の影響により、中小企業の業況については先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向も不安定な状況にある。
これまでの要望経緯	<p>平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 (平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長)</p> <p>平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設 (適用期間は平成 31 年 3 月末まで)</p> <p>令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長 (適用期間は令和 3 年 3 月末まで)</p> <p>令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加</p> <p>令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長 (適用期間は令和 5 年 3 月末まで)</p>	

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課、雇用環境・均等局勤労者生活課、
社会・援護局福祉基盤課）

項 目 名	新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長														
税 目	印紙税														
要 望 の 内 容	<p>【株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、労働金庫及び労働金庫連合会に係る措置】 （新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条第 1 項・第 2 項、同法施行令第 8 条第 1 項第 1 号・第 4 項、租税特別措置法施行令第 52 条の 3 第 3 項第 4 号・第 7 号）</p> <p>（措置対象） 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者</p> <p>（措置内容） 株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、労働金庫及び労働金庫連合会が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象に、特別貸付け等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、所要の措置を講ずる</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">－</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">（－</td> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: center;">（－</td> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	－		百万円	（制度自体の減収額）	（－		百万円）	（改正増減収額）	（－		百万円）
平年度の減収見込額	－		百万円												
（制度自体の減収額）	（－		百万円）												
（改正増減収額）	（－		百万円）												
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>（１）政策目的 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、労働金庫及び労働金庫連合会が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、資金繰りの円滑化を支援する。</p> <p>（２）施策の必要性 新型コロナウイルス感染症によりその影響を受けた事業者を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の事業者の状況にあわせて、資金需要に適切に応えていく必要がある。</p>														

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p> <p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標5-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p> <p>基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること</p> <p>施策大目標3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること</p> <p>施策目標3-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること</p> <p>基本目標Ⅷ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること</p> <p>施策大目標2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること</p> <p>施策目標2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること</p>	
		政策の達成目標	<p>新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、資金繰りの円滑化を支援する。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間は延長期間	<p>新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。</p>
		同上の期間中の達成目標	<p>株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、労働金庫及び労働金庫連合会が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者への資金繰りを支援する。</p>
		政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>適用対象者は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者である。</p>	

	要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)	非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者の租税負担の軽減が見込まれる。
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人福祉医療機構 令和2年度1次補正予算額：1,250億円 令和2年度2次補正予算額：1兆3,535億円 令和2年度弾力追加：7,930億円 令和3年度当初予算額：1兆4,990億円 令和4年度当初予算額：6,096億円 ※令和5年度予算要求における新型コロナウイルス感染症対策に係る項目は事項要求としている。 ・株式会社日本政策金融公庫 令和2年度当初予算額：38億円の内数 令和2年度1次補正予算額：29億円 令和2年度2次補正予算額：19億円 令和2年度3次補正予算額：59億円 令和3年度当初予算額：37億円の内数 令和4年度当初予算額：34億円の内数 令和5年度概算要求額：33億円の内数
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置等に基づいて新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行っている。
	要望の措置の妥当性	当該措置は、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた者に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>当該措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で令和3年1月末を期限として実施された。</p> <p>令和3年度税制改正においては、令和3年1月末となっていた期限を令和4年3月末まで延長すること要望し、要望どおり延長された。</p> <p>令和4年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和5年3月末まで延長された。</p>	

令和5年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省 医政局研究開発政策課）

項目名	福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置											
税目	所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税											
要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象 福島国際研究教育機構の設立（令和5年4月予定。以下「機構」という。）に伴い、所得税、法人税、消費税、印紙税及び登録免許税について、税制上の所要の措置を講ずるもの。 ・ 特例措置の内容 <ul style="list-style-type: none"> ○ 所得税（公共法人等（所得税法別表第一）として非課税措置を適用） ○ 法人税（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用） ○ 消費税（消費税法別表第三に掲げる法人として課税の特例措置を適用） ○ 印紙税（非課税措置を適用（印紙税法別表第二）） ○ 登録免許税（非課税措置を適用（登録免許税法別表第二）） <table border="1" data-bbox="874 831 1489 1003" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right;">▲ 510.7</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ -</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ -</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲ 510.7	百万円	（制度自体の減収額）	（ -	百万円）	（改正増減収額）	（ -	百万円）
平年度の減収見込額	▲ 510.7	百万円										
（制度自体の減収額）	（ -	百万円）										
（改正増減収額）	（ -	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>（1）政策目的</p> <p>福島の創造的復興の中核的な役割を担うものとして、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材育成等の業務を行う機構を新たに設立することにより、福島の復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及び産業競争力の強化に貢献する。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>原子力災害に見舞われた福島浜通り地域等においては、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置の取組など、引き続き多くの課題が残されており、こうした中長期的な対応が必要な原子力災害からの復興・再生については、引き続き、国が前面に立って取り組むこととしている。</p> <p>このような背景から、「国際教育研究拠点の整備について」（令和2年12月18日復興推進会議決定）において、「創造的復興の中核拠点」として、研究開発と人材育成の中核となる国際教育研究拠点を新設することを決定。また、令和4年3月、機構の基本的な考え方や機能を定めた「福島国際研究教育機構基本構想」（令和4年3月29日復興推進会議決定）を策定。令和4年2月、機構の設立に向けた、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年5月に成立。機構を令和5年4月に設立することを予定している。</p> <p>機構は、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発や成果の普及、人材の育成等を行うこととしている。具体的には、福島をはじめ東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進する。加えて、企業や関係機関を巻き込みながら研究開発の成果の実用化・新産業創出に着実につなげるとともに、大学院生や地域の未来を担う若者世代、企業の専門人材等を対象とした人材育成の取組を行う。こうした研究開発や産業化、人材育成について、機構を設立することで、その動きを加速していく。</p> <p>本機構の業務を円滑に実施するため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	令和5年4月に機構を設立し、原子力災害からの福島復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行う。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	新産業創出等研究開発基本計画（令和4年8月26日策定）に基づく、研究開発等の実施。
	有効性	政策目標の達成状況	令和4年6月17日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 施行 《今後の予定》 令和5年4月 機構の設立
		要望の措置の適用見込み	1法人（機構）
	相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島の地方公共団体のみが出資できることとしている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に研究開発等の事業を実施することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である福島をはじめとする東北の復興や研究等に支障を及ぼしかねない。
		当該要望項目以外の税制上の措置	（地方税） ○法人住民税（法人税割）（法人税法別表第一の公共法人として非課税措置を要望） ○事業税（地方税法第72条の4の非課税の法人として要望） ○地方消費税※消費税（国税）と連動した要望 ○不動産取得税（地方税法第73条の3による非課税措置を要望） ○固定資産税（地方税法第348条第6項による非課税措置を要望） ○都市計画税（地方税法第702条の2による非課税措置を要望） ○事業所税※法人税（国税）と連動した要望
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和5年度福島国際研究教育機構関連予算の概算要求（事項要求）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	税制上の措置に加え、国の予算措置を一体的に実施することにより、機構において、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する研究開発等の推進が可能となる。

		要望の措置の妥当性	<p>機構は、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島地方公共団体のみが出資できていることとしている極めて公共性の高い法人である。</p> <p>なお、同様の業務等を担う国立研究開発法人は税制上の優遇措置を受けていることから、機構だけ別の扱いとすることは均衡を欠くこととなる。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
		これまでの要望経緯	—

令和5年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省医政局研究開発政策課）

項目名	福島国際研究教育機構への寄附に係る税制措置								
税目	所得税、法人税、相続税								
要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象 福島国際研究教育機構の設立（令和5年4月予定。以下「機構」という。）に伴い、機構に対する個人・法人からの寄附金について、税制上の所要の措置を講ずるもの。 ・ 特例措置の内容 機構に対して個人・法人が寄附を行った場合に、以下の課税標準の特例措置の対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金を支出した場合に、一定金額を所得額から控除（所得税） ・ 寄附金を支出した場合に、当該寄附金の額を損金に算入（法人税） ・ 機構へ相続財産を贈与した場合に、課税価格の計算の基礎への不算入（相続税） <table border="1" data-bbox="874 853 1490 1021" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right;">▲ 1.2 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ - 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ - 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲ 1.2 百万円	（制度自体の減収額）	（ - 百万円）	（改正増減収額）	（ - 百万円）
平年度の減収見込額	▲ 1.2 百万円								
（制度自体の減収額）	（ - 百万円）								
（改正増減収額）	（ - 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>（1）政策目的</p> <p>新たに設立される機構は、福島創造的復興の中核的な役割を担うものとして、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材育成等の業務を行い、福島の復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及び産業競争力の強化に貢献するものである。</p> <p>本要望は、機構への寄附に対して税制上の優遇措置を講ずることにより法人等からの寄附を促進し、研究開発等に必要な資金収入の確保を図るとともに、研究開発等を通じて新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与することを目的とする。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>「福島国際研究教育機構基本構想」（令和4年3月29日復興推進会議決定）において、国内外に誇れる研究開発を実施し、その研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成を実施する機構は、福島の創造的復興に不可欠な拠点となることから、機構が長期・安定的に運営できるよう、東日本大震災復興特別会計による予算措置の終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進めることが定められた。また、同基本構想においては、機構は寄附金の受入れ等を活用して、財源の確保に取り組むことも定められている。</p> <p>このように機構が寄附金等の外部資金を積極的に獲得し、研究開発等に必要な資金を確保することは非常に重要であることから、機構に対する法人や個人からの寄附を一層促すため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	令和5年4月に機構を設立し、原子力災害からの福島復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行う。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	新産業創出等研究開発基本計画（令和4年8月26日策定）に基づく、研究開発等の実施。
	有効性	政策目標の達成状況	令和4年6月17日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 施行 《今後の予定》 令和5年4月 機構の設立
		要望の措置の適用見込み	1法人（機構）
	相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	「福島国際研究教育機構基本構想」において、東日本大震災復興特別会計終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進めることとしており、税制上の措置を講ずることにより、機構への寄附を行う法人や個人に対するインセンティブを付与し、寄附による機構の自己収入を増大させることで、財政運営を国費のみに依存することなく、研究開発等に必要な資金収入の拡充を図り、福島をはじめ東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進する。
		当該要望項目以外の税制上の措置	機構への個人・法人からの寄附金について、以下の税制上の特例措置を要望。 ・寄附金を支出した場合に、一定額を所得割から控除（個人住民税） ・寄付金を支出した場合に、当該寄附金の額を損金に算入（法人住民税、事業税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和5年度福島国際研究教育機構関連予算の概算要求（事項要求）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	機構に対する寄附金等の外部資金の獲得と、国の予算措置を一体的に実施し、研究開発等に必要な資金を確保することで、機構において、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する研究開発等の推進が可能となる。
	要望の措置の妥当性	機構は福島の創造的復興の中核的な役割を担うものとして研究開発等の業務を行うが、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島の地方公共団体のみが出資できるとしている極めて公共性の高い法人であり、機構に寄附を行う法人・個人に対して、税制上の優遇措置を受けられるよう要望することは妥当である。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>—</p>